

令和2年3月森町議会定例会会議録

1 招集日時 令和2年3月24日(火) 午前9時30分

2 招集場所 森町議会議事堂

3 開会・開議 令和2年3月24日(火) 午前9時38分

4 応招議員

1番議員	川岸和花子	2番議員	出口裕
3番議員	岡戸章夫	4番議員	加藤久幸
5番議員	中根信一郎	6番議員	岡野豊
7番議員	吉筋恵治	8番議員	中根幸男
9番議員	鈴木托治	10番議員	西田彰
11番議員	亀澤進	12番議員	山本俊康

5 不応招議員 なし

6 出席議員 応招議員に同じ

7 欠席議員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町長	太田康雄	副町長	村松弘
教育長	比奈地敏彦	総務課長	村松成弘
防災監	小島行雄	企画財政課長	佐藤嘉彦
税務課長	山下浩子	住民生活課長	富田正治

保健福祉課長	平田章浩	産業課長	長野了
建設課長	中村安宏	定住推進課長	村松達雄
上下水道課長	岡本教夫	学校教育課長	塩澤由記弥
社会教育課長	松浦博	病院事務局長	高木純一
会計管理者	古川敏勝		

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 花嶋 亘 議会書記 清泉雅文

10 会議に付した事件

- 議案第 3号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 4号 森町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 5号 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6号 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 7号 森町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 8号 森町監査委員条例の一部を改正する条例について
- 議案第 9号 森町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第10号 森町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第11号 森町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 議案第12号 森町手数料条例の一部を改正する条例について

- 議案第 1 3 号 森町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 4 号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 5 号 森町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 6 号 森町森林環境整備促進基金条例について
- 議案第 1 7 号 森町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 8 号 森町職員定数条例の一部を改正する条例について
- 議案第 2 5 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 議案第 2 6 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 議案第 2 7 号 公の施設の指定管理者の指定について(森町小規模保育所)
- 議案第 2 8 号 森町道路線の廃止について
- 議案第 2 9 号 森町道路線の認定について
- 議案第 3 0 号 令和 2 年度森町一般会計予算
- 議案第 3 1 号 令和 2 年度森町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 3 2 号 令和 2 年度森町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 3 3 号 令和 2 年度森町介護保険特別会計予算
- 議案第 3 4 号 令和 2 年度森町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 3 5 号 令和 2 年度森町大久保簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 3 6 号 令和 2 年度森町三倉簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 3 7 号 令和 2 年度森町大河内簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 3 8 号 令和 2 年度森町水道事業会計予算
- 議案第 3 9 号 令和 2 年度森町病院事業会計予算
- 陳情第 1 号 児童生徒専用スクールバスに係る陳情
- 一般質問
- 提言書と提言の検証・評価の提出について
- 第一常任委員会の閉会中の継続調査について
- 第二常任委員会の閉会中の継続調査について
- 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 議案第 4 0 号 令和元年度森町一般会計補正予算 (第 7 号)

議案第41号 令和2年度森町一般会計補正予算（第1号）

< 議事の経過 >

- 議長 （ 亀澤 進 君 ） 出席議員が定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。
- 発言の際には、言葉が聞きとりにくいため、マスクをはずして発言してください。
- それでは、会議に入ります。
- 日程第1から、日程第31までの議案31件を一括議題とします。
- 本件は、いずれも3月4日の本会議において、所管の常任委員会に付託してありますので、これから委員会審査の経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。
- 第一常任委員会委員長、西田彰君。
- 10番議員 （ 西田 彰 君 ） 第一常任委員会委員長、西田彰でございます。だだいまから令和2年3月森町議会定例会、第一常任委員会、委員長報告を行います。
- 去る3月4日の本会議において、第一常任委員会に付託されました案件は、議案第3号から議案第6号、議案第8号から議案第10号、議案第14号、議案第15号、議案第18号、議案第25号から議案第27号、議案第30号、議案第33号、議案第39号、以上議案16件であります。
- 付託された案件の審査のため、去る3月6日、9日、10日、11日の4日間、委員会を開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果について、報告いたします。
- 3月6日、午前9時30分、議員控室において全委員出席のもと、当局より町長、担当課職員が出席し、委員会を開会いたしました。
- 審査に先立ち、天浜線一宮駅駐輪場、外2か所の視察を行い、現地で担当課職員より説明を受けたのち、役場に戻り委員会を再開し、審査の方法を確認後、社会教育課所管の審査に入りました。
- 議案第30号「令和2年度森町一般会計予算に係る社会教育課所管事項」を議題とし補足説明を受け、質疑に入りました。

男女共同参画意識調査業務委託料462千円は、どのような調査になるのかとの問いに、男女共同参画計画の中間年度にあたることから、無作為に抽出した15歳以上の町民2,000人にアンケート用紙を郵送し、回収したものを集計、分析したうえで、計画目標値の確認と計画推進に生かしていきたいとの答弁でした。

三倉小、天方小の子ども教室には何名がいるのかとの問いに、三倉小には全児童18名、天方小には1年生から5年生までのうち希望者27名が参加しているとの答弁でした。

統合によって子ども教室は令和2年度限りになるのかとの問いに、子ども教室を継続してほしいという要望があることから、どのような方法がいいのか今後検討していきたいとの答弁でした。

いつ頃結論が出てくるのかとの問いに、子ども教室、放課後児童クラブとある中で、いつまでにはと言えないが、統合準備会などで意見集約をしながら、より良い方法を考えていきたいとの答弁でした。

幼児教育学級委託料175千円の内容はとの問いに、学校、幼稚園と同じような内容で、摩耶保育園、ときわ保育園で幼児教育学級に取り組んでもらうための委託料となっているとの答弁でした。

文化財看板整備委託料256千円、看板の設置ということだが新設なのか修繕なのか、との問いに、高平山に現在ある看板そのものが小さいこと、内容が仏像だけに言及していることから、飯田城跡との関連や高平山から望む森町の景観等広く知らしめていきたいことから、基礎から作り直すものであるとの答弁でした。

高平山への案内看板がないと思うがどうかとの問いに、高平山へは4か所から登り口がある。言われましたように案内看板が乏しい状態であるので、所有者のご理解をいただき簡易な案内板を設置していきたいとの答弁でした。

文化保存会の活動を知りたいとの問いに、発足して1年余り、広く保存会を知ってもらうこと、活動に参加していただくことに力を入れてきた。現在会員が250人、23回ほどの活動で延べ520人程の参

加をいただいた。史跡めぐりのウォーキングや学習会等徐々に広がっているとの答弁でした。

文化財の保存のみならず積極的に利活用するという国、県の補助等の動きはあるかとの問いに、昨年4月からそのような方向性が示されているが、それには保存活用計画を作成する必要がある。国、県、町指定全般でとなるので、単に友田家だけでなく、その地域を含めてどのようにするかとなることから、課単独では狭すぎる議論となるとの答弁でした。

歴史民俗資料館、入館者数と展示物の状況はどうかとの問いに、入館者数は2,507名と前年より増加しているが、前年は修繕による休館日が続いたため、ほぼ前年並と考える。展示品は常設で並びっぱなしというものがある。今後は改めたり、学校等呼びかけて入館者増にしていきたいとの答弁でした。

図書購入費3,650千円はどのようなものになるか、計画があるかとの問いに、図書流通センターから1,350冊ほど、専門家からのアドバイス等厳選し購入するものと、夏休み学校図書、図書館員が選ぶもの、視聴覚用図書CDなどと高齢者向けなどを購入するとの答弁でした。

現在蔵書数はどれくらいかとの問いに、現在93,500冊ほどになる。適正蔵書数は9万冊程度であり、除籍本は図書館フェスティバルにおいて無料で配布、今年度は春、秋と年2回開催予定との答弁でした。

図書館のLEDがリースとなっているが、なぜか、解約はできないのかとの問いに、設置した当時は、LEDは高価でリースのほうが割安だった。リース期間が今後5年ほどあり、それまでは解約が出来ないとの答弁でした。

ブックスタート事業とはどのようなものかとの問いに、新生児に対し年6回の6か月検診において絵本など2冊をプレゼントする事業であり、同時に読み聞かせの重要性など呼びかけを行うというもので、3年目に入るとの答弁でした。

図書館つり天井の耐震補強設計等業務委託料3,080千円はとの問いに、図書館つり天井の耐震基準が満たされていないということで、本年度天井の調査と設計図書の作成を行い、工事は令和3年度に実施したいとの答弁でした。

文化会館工事請負費について、マイクシステム購入費と音響設備長寿命化との関連性を聞きたいとの問いに、この2つは直接関係はなく、音響設備調整室にあるアイオーパッチという機器が平成7年導入から更新されていないため、近年では音響に不具合が発生することが起きていることから、長寿命化工事として行い、マイク設備の更新は電波法の改正により、令和4年11月以降には大ホール、小ホール等のマイクが使用できなくなる。令和2年度は大ホールのマイクを新たに購入するとの答弁でした。

スポーツ推進委員報酬792千円と講師謝礼390千円はどのようなものかとの問いに、スポーツ推進委員定例会が年11回あり、その委員報酬と、バドミントン教室や、ボッチャ巡回教室の講師料としてスポーツ推進委員や外部講師への講師料との答弁でした。

体育館任用職員の報酬に関し、何名が対象か、また、職務としてはどのようなものかとの問いに、1名増員し、7名となる。内訳は総合体育館夜間職員2名、トレーニング室日中夜間2名、町営グラウンド管理1名、新たに事務職員1名を雇用し、館長も含め7名である。職務は、総合体育館夜間、トレーニング室、町営グラウンドは施設管理と受付事務、事務職員は、総合体育館事務補助と窓口業務との答弁でした。

他に質疑はなく、次に学校教育課に係る所管審査に入りました。

議案第5号「第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とし補足説明を受け、質疑に入りました。

会計年度任用職員として三倉小、天方小に非常勤講師が加わることから今回の条例改正が提案されているが、時間額が3,000円でのような人が勤務するのかとの問いに、現在県費単価2,810円で教

科を教える非常勤講師と同等の職務となる。この2,810円の根拠は、交付税措置で支払われる単価であり、条例上は上限の表記のため1,000円単位に切り上げるので3,000円としている。職務として三倉小、天方小が森小と統合するため、複式から通常の授業となる際の履修漏れを解消する役割を担っていただくことになるとの答弁でした。

この報酬は交付税措置がされるのかとの問いに、定かではないが、報道等によれば、任用職員の報酬は措置されるのではないかと思っている。

金額からすると現職の講師を採用するのかとの問いに、特に制限はないが、教師OBの方が応募していただいている。三倉小、天方小に各1名配置、一週間で18時間を予定し、週3日間の勤務を予定しているとの答弁でした。

他に質疑はなく、次に「令和2年一般会計予算に係る学校教育課所管事項について」を議題とし、補足説明を受け、質疑に入りました。

外国語教師の人数と勤務内容、情報アドバイザーの勤務内容、人数はどの問いに、外国語講師は株式会社インタラックという会社から1名、ALTとして飯田小に派遣されている。情報アドバイザーは浜松市の鈴木純一氏にお願いしているものと、遠鉄システムサービス株式会社からのICT支援員がある。鈴木純一氏については学校との調整を図りながら予算内で支援をしていただき、遠鉄システムサービス株式会社には飯田小、宮園小、森小に1名、各校20回の支援を行うものとの答弁でした。

通学用バス運行業務委託料について、あらためて説明をとの問いに、中学校統合に際し、生徒の通学手段としてのバス運行見直しを行う。1点目は、現在森林組合前終点としている大河内線を乗り換えなしで森中学校入口バス停まで直通とするという見直し。2点目は田能、大久保、中野地区の秋葉線のバス路線から離れた生徒の通学手段として、一の瀬バス停まで送迎し、秋葉線に乗り換えて森中学校入口バス停まで乗車する、この2つの取り組みに委託料を払う

というものであるとの答弁でした。

バスの便数はどうなるのかとの問いに、大河内線は朝1便、NPOやまゆり三倉の運行するバスは日の長い3月から9月は朝1便、午後6便、日が短い10月から2月は朝1便、午後5便を想定しているとの答弁でした。

外国語支援事業と英語教育推進事業との違い、教師の人数はとの問いに、現在6名のALTがおり、内訳は町直接雇用のALTが1名、民間企業委託のALTが1名、JETプログラムを活用し招致しているALTが4名いる。支援事業は民間企業の株式会社インタラックから1名、推進事業は国のJETプログラムを活用し4名、ALTの位置づけは同じだが、違いは任用の仕方にある。町で直接雇用しているALTは旭中、株式会社インタラックから派遣されているALTは飯田小、飯田幼稚園に行っている。JETプログラムのALTは泉陽中、森中、天方小、宮園小、森小、三倉小を担当しているとの答弁でした。

ALTの確保に困ることはないかとの問いに、JETプログラムは県を通じて国から派遣される事業であるため、町としては困ることはないとの答弁でした。

宮園小の支障木の伐採予算の内容はとの問いに、森林組合に予算上の見積もりを依頼し、合計30トンの伐採を予定しているとの答弁でした。

宮園小校舎外壁の剥離部改修は早く改修すべきだが、いつまでに終わるのかとの問いに、来年度調査をし、補正予算を組んで来年度中には取り掛かりたいと考えているとの答弁でした。

小学校・教育用コンピュータのリース期間はどうなっているか、また、教材備品はどのようなものを購入するのかとの問いに、リース期間は、飯田小が平成28年3月から令和3年2月まで、森小が平成29年3月から令和4年2月まで、天方小と三倉小が平成29年9月から令和4年8月まで、宮園小が令和元年10月から令和6年9月までとなっている。教材備品購入は、プロジェクターを6台、保健室

用ベッド1台、理科の教材備品、各5校分となっているとの答弁でした。

修繕費の内容はとの問いに、施設修繕費と備品物件費と維持補修費と3つに分かれており、森中プールろ過機の5方弁とヘアーキャッチャーの交換が主なものとなっているとの答弁でした。

通学用バス使用料3,584千円の詳細はとの問いに、中学生の通学に際し、バス通学費用の全額を補助するものです。秋葉線のみ使用する生徒、大河内線・秋葉線の両方を使う生徒、普段は自転車で天候等によりバス通学となる生徒、吉川線使用の生徒等、合計で25人分を考えているとの答弁でした。

中学校コンピュータのリース期間と、泉陽中は今年4月から統合されるが、パソコンも入っていると思う。それは続けて使用するかとの問いに、旭が丘中が平成29年3月から令和4年2月まで、森中が平成28年3月から令和3年2月まで、泉陽中が平成29年9月から令和4年8月までとなっている。泉陽中の機器は再利用を考えており、パソコンとサーバーは森小、タブレットは飯田小へ移設することを考えているとの答弁でした。

幼稚園会計年度任用職員の報酬26,706千円の人数、内訳はとの問いに、園長先生が3名、担任持ちの臨時講師が4名、臨時講師が3名、支援員6名となっているとの答弁でした。

幼稚園修繕費2,518千円の内容はとの問いに、森幼稚園遊具の修理、森幼稚園階段の修理が主なものとなっているとの答弁でした。

広域利用の扶助費2,797千円だが、昨年より増えているようだがとの問いに、町外の保育園に通ってる子どもたちが、昨年は3名、今年度は4名で予算化してあること、また、保護者の負担がなくなり、公定価格分すべてを町が負担するため、予算額が増加しているとの答弁でした。

給食費の中で宮園小に調理拠点に移したのは容量が十分あることからか、また、来年三倉小・天方小が森小に統合されても森小の調理場はそのまま使用できるのかとの問いに、そのとおりで改造も必

要なく使用できるとの答弁でした。

諸備品購入費2,907千円の詳細はとの問いに、森小の食器洗浄機が故障しており交換するものと、宮園小の調理室でエアコンの風が届かない部分があり、体調不良を防ぐためにエアコンを増設する予算となっているとの答弁でした。

賄い材料に地産地消を取り入れるといわれていたが、使用する割合はどうかとの問いに、現実には一定の量を確保しなければならず、なかなか難しいところであるとの答弁でした。

給食室外部委託料37,070千円の詳細はとの問いに、委託料算定は一日当たり1,300食、稼働日数年間調理が200日、研修等で15日、宮園小に調理員10名、食器洗浄員2名、配達員3名、合計15名となっているとの答弁でした。

以上で学校教育課に係る審査は終了し、1日目は散会いたしました。

3月9日、午前9時30分、委員会室にて全委員出席、当局から副町長出席のもと、総務課所管事項の質疑に入りました。

議案第3号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とし、担当課職員より補足説明を受け、質疑に入りました。

社会福祉士を採用する背景、どこに配属するのか、どのような業務を行うのかとの問いに、成年後見人の重要性が高まっている中、森町では地域包括センターの運営を直営で行っており、運営を行うには、主任ケアマネージャー、社会福祉士、保健師の3職種の配置が義務付けられているので、社会福祉士を加えることとなった。配属先は保健福祉課になる。業務は主に高齢者に係る対応、相談になるとの答弁でした。

国家資格である社会福祉士を職員として採用するということだが、それによって俸給は上がるのかとの問いに、上がることはないとの答弁でした。

他に質疑はなく、次に議案第4号「森町職員等の旅費に関する条

例の一部を改正する条例について」を議題とし、職員より補足説明を受け、質疑に入りました。

近隣の状況はどうか、職員組合とは合意はされているかとの問いに、近隣市町では袋井市が宿泊料13,100円、日当が1,300円、掛川市が宿泊料13,100円、日当2,600円、磐田市が森町と同じく宿泊料10,900円、日当2,200円で、職員組合とは合意されているとの答弁でした。

他に質疑はなく、次に議案第5号「第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とし、総務課所管に係る条例第5条、時間外勤務に係るものについて補足説明を受け、質疑に入りました。

さしたる質疑もなく、次に議案第6号「昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とし、補足説明を受け、質疑に入りました。

崩御から30年ほど経つが条例の効力はいつまでか、また、効力を受ける職員がいるのかとの問いに、昭和64年1月7日以前に採用された職員に適用されるが、現在20名在職しているとの答弁でした。

他に質疑はなく、次に議案第10号「森町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とし補足説明を受け、質疑に入りました。

法令の改正に伴うものと考えるが、これによって行政の事務に変わりがあるのかとの問いに、現法令では行政手続きは書面で行うこととされていたが、デジタル手続法では基本システムを整備し、オンラインで行政手続きができるよう求められてくるので、手続等はオンラインで行うことになると思うとの答弁でした。

条例に難しい部分がある、今後広報等で知らせていくのか、マイナンバーとの関連があるかとの問いに、まだ詳しくは分かっていないが、定まれば広報等で知らせていく、マイナンバーを普及させる意味合いもあるとの答弁でした。

次に議案第30号「令和2年度森町一般会計予算に係る総務課所管事項について」を議題とし、担当課職員より補足説明を受け、質疑に入りました。

行政管理費の総合賠償補償保険料1,614千円だが、これを使った事例はあるかとの問いに、町の依頼を受けて、ある町内会で消防器具を取り扱っているときに怪我をしたという事例があり、補償したとの答弁でした。

いじめ問題再調査委員会委員報酬50千円、去年は開催されたのか、及び顧問弁護士謝礼396千円、依頼件数と金額の内訳はどの問いに、再調査委員会は去年、今年はない。重大ないじめ事案が発生した場合、第一段階として教育委員会部局で防止対策委員会が開かれる。審議された事案について更に調査が必要であると町長が判断した場合、再調査委員会が開催されるが、事案がなかったため開催されなかった。顧問弁護士への依頼件数は30年度2件、29年度4件、顧問弁護士謝礼は月3万円に消費税をかけての金額で、依頼をしてもなくてもこの金額であるとの答弁でした。

町長交際費1,100千円の支出内容についての問いに、会議や懇談会等の出席に伴う会費が主であり、他には、弔慰金や意見交換・情報収集・交渉に係る渉外費などがあるとの答弁でした。

一般会計に係る会計年度任用職員の給与費の前年度との対比はいくらか、人数はどの問いに、教育部局を除いて60名となっており、50,000千円ほど増額になっているとの答弁でした。

増額の要因はどの問いに、期末手当の支給月数が増えたことが一番の要因であるが、勤務時間が国の通達で一日7時間とされているので、業務に不足する人員を増やしている部分もあるとの答弁でした。

旧周智高校機械実習棟改修工事等設計業務委託料2,349千円だが、使用目的が定まらなければ改修設計は出来ないのではないかとの問いに、建物内部の有効的な利活用について検討し、その内容に添った設計業務委託をしていきたいとの答弁でした。

光熱水費における電気契約について、現在どの会社と締結しているのかとの問いに、契約先は鈴与商事株式会社であるとの答弁でした。

庁舎宿日直業務委託料7,065千円、宿日直業者の対応について、住民からの問合せや緊急の対応等で問題などはないか、との問いに、日報報告などで確認しているが、特に問題になることは聞いていないとの答弁でした。

自治振興費7,750千円のうち、コミュニティ助成金及び公民館整備補助金の対象町内会はどこかとの問いに、決まっているわけではない、コミュニティ助成金は11町内会が申請を上げているが、自治総合センターから今後1町内会に絞って決定通知が来る。公民館整備100万円は町独自の補助で、近年、備品整備の要望が多くなっていることから、今年度に補助対象を拡大した。今後申請を受け付けていく予定であるとの答弁でした。

高度無線（光ファイバー）環境整備推進事業補助金、160,000千円の見積もりはどこから、発注はどのようになるのか、また、完了時期はいつごろかとの問いに、NTT西日本からの見積もりだが、今後、発注となればプロポーザルによる公募で、事業者が決まれば事業者から国への申請を行い、単年度事業のため、来年3月には整備されるとの答弁でした。

三倉地区、天方地区すべて整備対象かとの問いに、アナログ回線地域が対象となるが、ただし加入の見込みがない地域、配線を引くための電柱設置が難しいところは対象から外れる。外れる理由は、単年度事業で工事期間が限られているためとの答弁でした。

思ったより負担が大きいのが内訳はとの問いに、総事業費は約3億円だが、国庫補助対象となる金額は1億8,000万円、事業者が受けられる補助は6,000万円、残りの補助対象外の1億2,000万円と維持補修費3,900万円と補助対象外100万円を森町が負担する。補助率が8割の辺地債を受けるので、負担は軽くなるとの答弁でした。

加入アンケートは取るのか、加入見込みをどの程度見ているのか

との問いに、事業説明会で話はあると思う。N T Tでは3割の加入率とみているようだとの答弁でした。

他に質疑はなく、総務課所管に係る審査は終了し、次に会計課所管に係る審査に入りました。

議案第30号「令和2年度一般会計予算に係る会計課所管事項について」を議題とし、担当課職員より説明を受けたのち質疑に入りました。

公金取扱手数料外、2,390千円だが、長い間単価が変わっていないようだが変更はしないかとの問いに、令和元年度消費税引き上げ分はあったが変わっていない。増額変更の声もあるが、近隣市町と歩調を合わせていく方向であるとの答弁でした。

他に質疑はなく、会計課所管に係る審査は終了し、次に、森町病院事業に係る審査に入りました。

議案第9号「森町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とし、担当課職員より補足説明を受け、質疑に入りました。

さしたる質疑もなく、次に議案第18号「森町職員定数条例の一部を改正する条例について」を議題とし、担当課職員より補足説明を受け、質疑に入りました。

専攻医が専門医になるには4年間が必要ということだが、4年間の経過があつて、内科・外科等、専攻医となっていくのかとの問いに、家庭医療クリニックの専攻医はあくまで総合診療医としての専攻医であつて、初期研修から科を決めて総合診療医となるための研修を行うとの答弁でした。

専攻医の皆さんが森町病院にとどまっていただけなのかとの問いに、全員が残るとするのは難しいと思う。また、全員を抱えることは経営面でも厳しいと考えている。毎年、新しい専攻医が来るが、残っていただいて家庭医療を広める指導医的な役割も期待しているとの答弁でした。

他にさしたる質疑もなく、次に議案第39号「令和2年度森町病院

事業会計予算」を議題とし、担当課職員より補足説明を受け、質疑に入りました。

3条予算が、昨年に比べると支出が129,615千円ほど増額となっているがその要因はとの問いに、人件費の増と委託費の増は、昨年更新したMRIの保守費用において1年間の無料期間が過ぎ、支払いが始まること、他には看護補助者及び産休で休んでいる職員に代わり委託をしている部分、プロポーザルに係る委託費などとなっているとの答弁でした。

一時借入金、800,000千円の必要性はとの問いに、賞与の支払いの関係で、10月以降の期末手当等資金が不足することがあるので、その場合は金融機関から一時借入を行っているとの答弁でした。

金融機関からではなく、町予算から借入は出来ないかとの問いに、町と相談し、町に余裕がある時は借りているとの答弁でした。

業務の予定量と患者の市町別比率はどのように予想しているかとの問いに、入院患者の減少については森町病院が中東遠医療センター及び磐田病院と連携していることで、急性疾患の重篤患者さんをそちらに回していることが減少要因としている。なお、地域包括ケア病棟及び回復期リハビリテーション病棟の患者数は前年と同じとみている。外来患者数の伸びについては、家庭医療クリニックで増加すると予測している。地域別の森町病院受診・入院率は、今年度12月までの結果だが、森町民の外来受診率は75.2パーセント、掛川市民が10.5パーセント、袋井市民が7.3パーセント、入院は森町民が61.3パーセント、掛川市民が15.6パーセント、袋井市民が10.5パーセント、磐田市民が数パーセントとなっているとの答弁でした。

昨年導入のMRIの実績、効果はとの問いに、検査件数は月平均106件、30年度は月平均93.4件であり、伸びている。入院患者の検査が主だが、開業医の方からの検査依頼も増えている。効果であるが、非常に画像が鮮明で質が良く、検査時間の短縮も計られている、もう少し検査件数を増やしていきたいのでPRしてほしいとの答弁でした。

エレベーター改修43,406千円はどのような改修かとの問いに、患者さん、来院される方が使う2基の改修、開設当時からのもので現在の耐震基準を満たしていないこと、修理部品の供給もなくなるなど、病院機能に影響が出ることから予算立てをしたとの答弁でした。

医事業務委託料104,000千円の詳細をとの問いに、ソラストという会社に委託しており、医事事務、受付、家庭医療センター医事業務、受付であり、プロポーザルで選定しているとの答弁でした。

患者バスをどう見ているかとの問いに、何も変わらず運行をしていくのはどうかなと思うが、公共交通全体のことは行政の側で考えることなので病院としてはどんな形であれ、来院患者さんはすべて受け入れていくとの答弁でした。

職員被服費リース外5,359千円、リースではない方法は取れないかとの問いに、白衣等毎日交換するもので、クリーニング代を含んでいる、自前で用意するより費用は少ない、近隣病院でもすべて同じリースを取っているとの答弁でした。

消耗品費14,076千円の購入方法はとの問いに、事務用品は一括して管理課が管理しているが、さらに共同購入ということでNHAという会社のシステムで全国の登録した病院が共同購入を行っている。さらには中東遠管内でも協同で、医薬品や医材料などの値下げを交渉したりという取り組みを始めようとしているところであるとの答弁でした。

建物設備修理費、39,864千円とはとの問いに、ボイラー、冷温水発生器、蒸気配管等劣化しているところの部品の交換などに約600万円、空調関係で1,200万円ほど、飲用供給配水設備改修等で約200万円、電気設備の部品交換修理で約800万円、吸引機器、圧縮空気装置等の医療設備の改修に約300万円、消防設備改修などに約700万円、計約3,800万円、また、家庭医療センター修理費として約260万円となっているとの答弁でした。

電気はどこと契約しているのかとの問いに、電気料金もNHAの共同購入により、全国の登録した病院が統一して契約をしているが、

今年度は中部電力です。令和2年度はミツウロコという会社で、NHAが一括して12社から見積もりを取り、最安値のミツウロコに決まっているとの答弁でした。

古い救急車は必要かとの問いに、特に災害時には、救急車両が不足することが想定され、その場合の搬送に有効であり、いざという時の備えと考えているとの答弁でした。

厚生労働省が発表した424病院に名前を上げられたが、それについての見解はとの問いに、中東遠エリアは機能分担が充実してきていることから当面は心配ない。一律に再編を求めたものであり、無理があるとの答弁した。

諸会費の家庭医養成連絡協議会外18,748千円の詳細はとの問いに、この協議会は森町、磐田、菊川、御前崎で総合診療プログラムを協働で運営するもので、森町の負担額は16,980千円、その他、看護協会など職種ごとにある会費等になっている。家庭医養成協議会の予算は約67,000千円、大きくは事業費・総務費と分かれており、総務費は医師採用費、交通費、ホームページの維持費などで、事業費は研究研修費、ミシガン大学委託料、浜松医大寄付口座負担金などであるとの答弁でした。

他に質疑はなく、以上で森町病院事業に係る審査は終了し、次に防災課所管に係る審査に入りました。

議案第30号「令和2年度森町一般会計予算に係る防災課所管事項について」を議題とし、担当課職員より補足説明を受け、質疑に入りました。

69名が退団されるが、団員確保はどうかとの問いに、年末に本部、役場から選任のお願いをするが、難しいと言われているのが、第一分団、第二分団、第五分団で、定員393名の確保を望んでいるが、どうしても集まらない時は、欠員が生じた状態でスタートせざるを得ないとの答弁でした。

火の見櫓撤去費1,320千円だが、上飯田にあるものと聞く、防災上撤去したほうが良い火の見櫓は他にあるかとの問いに、上飯田に

あるもので、地元から古くなって住家も近いため心配があるとの相談を受け、撤去をする予算である。今後の撤去に関する計画は無いが要望があれば予算の許す範囲で撤去を検討していきたいとの答弁でした。

消防車両購入費31,211千円は第1分団に配置と聞く。性能は変わらないのか、いつ納入されるのかとの問いに、ポンプ車と積載車で、ポンプ性能に関しては同等以上で、新しくなるため、操作性等は向上する。車両や装備等の仕様については、使用する環境をよく知る地元の団員の方と話し合い、どのような仕様が良いか相談していく。配備の時期は、高額の物品売買契約となる場合には議会の議決が必要であり、特殊車両としての艤装^{ぎそう}に時間がかかるため、本年度と同様に年度末近い時期になってしまうとの答弁でした。

防災行政無線災害情報伝達機能強化事業2,383千円、どのような事業となるのかとの問いに、平成29年度に防災無線がデジタル化された当時、役場の電話交換機が一部の機能に対応できていなかった。平成30年に、デジタルに対応できる交換機に更新され、行政無線と電話交換機を接続できる状況となった。国から割り当てられた8回線のうち、城ヶ平にある基地局を介して、同時に7通話が確保されるなど、内線電話と移動局の多重通信が可能となり、防災上もこの強化事業は有効かと考えているとの答弁でした。

消防団には何台無線機が貸与されているのかとの問いに、分団全体には31台、本部が20台との答弁でした。

歳入において、消防費県支出金・補助金23,686千円が前年より増えていることを踏まえ、充当先はどの問いに、森中LED交換事業、文化会館つり天井改修委託料、宮園小外壁落下防止改修設計委託料、一宮総合センターガラス飛散防止事業など防災課が所管する以外の事業において本事業の積極的な活用を図ったためとの答弁でした。

他に質疑はなく、防災課所管事項に係る質疑は終了し、次に議会事務局所管事項に係る審査に入りました。

議案第8号「森町監査委員条例の一部を改正する条例について」

を議題とし、職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

今回の改正の内容はとの問いに、地方自治法改正により、引用する条の条ずれの解消と、財政援助団体の監査の通知日が第3条と第4条にそれぞれ記載されていたため、重複を解消するという答弁でした。

他に質疑はなく、次に議案第30号「令和2年度森町一般会計予算に係る議会事務局所管事項について」を議題とし、担当課職員より補足説明を受けたのち、質疑に入りました。

印刷製本費の335千円、議会だよりの製本費と思うが、詳細はとの問いに、1回分、12ページ建て、6,000部で83,730円、消費税込み、これを年4回発行の予算となっているとの答弁でした。

製本手法を変える前はいくらの経費だったか、また、12ページ以上で製本すると経費は大きく変わるかとの問いに、ネット印刷に変える前は1回の発行で11万3,475円だった。ネット印刷は、ページが増えることの差額ははっきりしないとの答弁でした。

他にさしたる質疑はなく以上で議会事務局に係る審査は終了し、散会しました。

3月10日午前9時30分より、議員控室にて委員全員の出席、当局より副町長同席のもと、委員会を再開し、保健福祉課所管事項の審査に入りました。

議案第14号「災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題にし、担当課職員より補足説明を受け、質疑に入りました。

災害援助資金、保証人を立てなくても融資が受けられる。また、保証人がいれば無利子になるとのことだが詳細はとの問いに、第14条になるが、保証人を立てる、立てないが選択できるようになり、延滞金も従来は3パーセントでしたが、3パーセント以内となり、森町では利率を1パーセントとした。無利子も考えられたが、財政上も考慮し、1パーセントとしたとの答弁でした。

利率ゼロという市町村はあるか、災害家庭の生活状況は考慮せず

一律1パーセントかとの問いに、県内では掛川市、吉田町、小山町、伊豆の国市、裾野市、河津町が無利子。一律1パーセントですが保証人を立てれば無利子であり、また、生活状況を精査するにはかなり煩雑になることが予想され難しくなるとの答弁でした。

災害援護資金はどのような制度かとの問いに、暴風豪雨等の自然災害を受け、亡くなられた遺族の方に災害弔慰金の支給、著しく身体に障害を受けた町民に対し災害見舞金を支給、家屋等被災を受けた世帯主に対し災害援護資金の貸付けをし、もって福祉、生活の安定に資することを目的とするとなっているとの答弁でした。

他に質疑もなく、次に議案第15号「森町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題にし、担当課職員より、補足説明を受け、質疑に入りました。

条例4項の町長は事業者等による連携施設の確保が困難と認める云々とあるが、詳細はどの問いに、森町では小規模保育所として、0歳から2歳までを預かる施設があるが、国の基準では3歳児以降の受け皿の確保、他の保育園との交流、保育士が勤務できないなどがある時は応援を求める施設を確保するとなっている。それに対し、著しくその確保が困難であると認めるときはこの条例を適用しないことができるとの改正であるとの答弁でした。

森町では確保すべき施設等は満たされているのかとの問いに、すべてではないので今後満たされるよう改善していくとの答弁でした。

他に質疑はなく、次に議案第27号「公の施設の指定管理者の指定について（森町小規模保育所）」を議題とし、職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

現在保育士は何人で子どもの人数は何名か、さらに運営状況はどうかとの問いに、保育士は6名、児童は20名。非常に経験豊かな保育士さんの下で、安心して預けられる、安定した経営をしていると考えており、保健福祉課との連絡・連携もスムーズに行っていた

いているとの答弁でした。

他に質疑はなく、次に議案第30号「令和2年度森町一般会計予算に係る保健福祉課所管事項について」を議題とし、職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

民生委員・児童委員協力員活動費負担金444千円はどのようなものか、人員の確保は大丈夫かとの問いに、この活動費制度には、ペアサポーターとエリアサポーターの2つがある。ペアサポーターは単身高齢者世帯等への訪問時に随行し、民生委員と協力して話を聞いたり相談にのったりすることを役割とし、エリアサポーターは地区民児協ごとに3名まで配置でき、困難事例のつなぎ先検討等を役割とする。全額県からの補助金で37名分、1人あたりは月1,000円の12,000円となる、人員の確保は前任の民生委員のOBの方たちから、協力していただけるという声を聞いているとの答弁でした。

ひとり暮らし高齢者等緊急システム237千円の詳細はどの問いに、ペンダント型と電話機横に置く2つの通報機を設置する。第一通報者、第二通報者を当事者、もしくは親族の方に決めてもらい、通報があれば駆けつけて対応をする、第三通報者は消防署となる、業務運営の委託先は社会福祉協議会で申し込みの窓口となっているとの答弁でした。

福祉センターの光熱水費8,952千円の内訳、電気はどの会社と契約しているかとの問いに、契約先は鈴与商事で、電気料は6,960千円、水道料が1,956千円、ガス代が36千円となるとの答弁でした。

修繕費4,199千円の内訳はどの問いに、望月プラザのお風呂の燃料貯蔵庫（タンク）の交換、児童館フロア、壁の改修塗装を考えているとの答弁でした。

センター長寿命化設備改修27,235千円はどのような改修か、長寿命化にもなるのかとの問いに、改修に至るもとは、センターの大広間、空調設備が20年を経過し不具合が発生しているため今回の予算をお願いしているが、交換ではなくオーバーホールでどうかとの業者からの提案を受け、修理をするものと、付随する冷温水機（チラ

一) を交換し、夜間電力を使ったエコキュートを設置する改修となるとの答弁でした。

福祉避難所等資機材整備事業3,142千円はどのようなもので、どこにストックするのか、また、福祉避難所指定は何か所かとの問いに、平成27年に購入したが、5年が経ち更新する時期がきたので、使い捨て哺乳瓶、乳児用保存水、乳児用紙おむつとおしり拭き、大人用紙おむつ、おしり拭き、除菌用ウェットシート、折り畳みポータブルトイレなどを新たに購入する。福祉避難所指定は11か所で、備品保管場所は拠点防災倉庫になるとの答弁でした。

マスクは備蓄するのかとの問いに、今回は入っていないが、今の状況では今後考える必要があるかと思うとの答弁でした。

袋井ファミリーサポートセンターの事業内容と負担割合はどの問いに、介護部門の事業で内容は、食事の準備、家の掃除、片付け、衣類の洗濯、買い物の付き添い。事業費全体では、依頼会員割が70パーセント、人口割が30パーセントと分けられ、森町の負担は依頼会員割2.8パーセント、人口割17.2パーセントの33万8千円となっているとの答弁でした。

会計年度任用職員報酬で、保育コンシェルジュを任用するというが、どのような事業なのか、資格が必要かとの問いに、子ども・子育て支援事業の中の利用者支援事業・特定型になる。国・県の補助を使い自治体に配置される相談員で特に資格は必要ではなく、3回の研修を受けていただき、保育を希望する保護者の相談や情報提供、保育園の紹介、入所できなかった時のアフターフォローなどを行う。年々入所希望が増えており、コンシェルジュが加わることで、保護者の希望に込えられると考えている。保健福祉課厚生係に1名配置の予定との答弁でした。

病児・病後児保育事業負担金635千円の内容、受け入れ先はどの問いに、袋井市月見町に認可外保育園（ひだまり）がある、その中に（ぬくもり）という病児・病後児施設が併設されている。袋井市限定だったが4月から森町も利用可能となる。負担割合等協議を進

めているが、利用者負担は現在、袋井市で1日2,000円と決めているので、同じ金額となるとの答弁でした。

森っ子出産祝い金の詳細はとの問いに、出産をお祝いし子育ての後押しをするというもので、第1子8万円、第2子10万円、第3子以降15万円、第1子18人、第2子40人、第3子42名を予算化しているとの答弁でした。

歯周病検診委託料115千円はどのような委託料かとの問いに、集団健診で行っていたが、受診者が毎回同じ方が来るなど偏っていたので、今回40歳限定で委託料1名2,800円の41人を予算化した。自己負担は500円との答弁でした。

風しん追加的対策事業5,500千円ほどの予算だが詳細はとの問いに、昨年6月の補正でも予算化し、クーポン券を対象者に発送したが、受診率が低く、今後3年間で事業が終わるので、今回、森町では全対象者1,600人、昭和37年から昭和47年生まれまでの人にクーポン券を送り、検査を促す。受診見込みは520人、予防接種を受ける見込みは208人と計算している。クーポン券は職場の検診でも使えるとの答弁でした。

歳入における保健福祉センター使用料7,039千円の内訳をとの問いに、プラザ内のお風呂使用料が6,512千円、他にカラオケ、会議室使用料、行政使用料などであるとの答弁でした。

以上で一般会計予算に係る保健福祉課所管事項の質疑を終了し、次に、議案第33号「令和2年度森町介護保険特別会計予算」を議題とし、質疑に入りました。

サービス事業費の配食サービス委託料3,180千円の内容と今後の取り組みはとの問いに、現在5社に委託している。森町内では、あじさいグループ、まごころ弁当の2社であり、見守りを含めお願いしている。利用者は少しずつ増えている状況。要介護1以上になると使えないため、ケアマネジャーから、何とかなるといいねという意見も出ており、今後の検討課題ではあるとの答弁でした。

森の居場所運営費補助金504千円、今後の運営、今後の補助金の

在り方はどのようになるかとの問いに、平成26年から始まった事業であるが、単なる居場所ではなく、ボランティアの交流の場にもなっており、進化してきている。発足当時より自立に向けての支援であるので限りなく補助金を出すことはいかがと思う。また、町内に新たに開きたいという声があり、令和3年度以降の在り方を検討することを考えているとの答弁でした。

昨年、一昨年と三倉、天方地区で展開されてきた委託料（その他）生活支援体制整備事業は今後どのようになるのかとの問いに、来年度一宮地区でモデル事業として民生委員と町内会役員等住民が中心になって地域の状況や課題を情報共有し、高齢者支援をどのようにするか、見守りはどうすればよいか、居場所はどのようにするかなどを話し合う協議体をつくり、年1回ほどの会議や活動の在り方などを話し合っていたと答弁でした。

他に質疑はなく保健福祉課に係る審査は終了し、次に企画財政課所管事項の審査に入りました。

議案第25号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」及び議案第26号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」議案2件を一括議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

辺地の点数はどのように決まるのかとの問いに、辺地の中の宅地価格の高い土地が例えば3か所ある場合は、バス停に近い土地を選び、その地点を辺地の中心地としてバス停から何キロあるか、小・中学校は何キロか、郵便局は何キロか、役場は何キロか、公共交通・徒歩を点数化し、電気供給がされていないとか、沢水を飲料水に使っているなどについては加点がされ、その点数が合計100点以上となれば辺地と認められるとの答弁でした。

他に質疑はなく、次に議案第30号「令和2年度森町一般会計予算に係る企画財政課所管事項について」を議題にし、担当課職員より補足説明を受けたのち、質疑に入りました。

第2期まち・ひと・しごと総合戦略策定業務委託料6,275千円、

1期との関連と1期で使われた推定人口はそのまま引き継いでいくのか、1期で進んだところ、進まないところはどこにあるかとの問いに、第1期で進んだところは定住推進課の創設、進んでいないところは出生率が伸びないこと、社会移動の抑制が抑えられないことが挙げられる。第2期においては新たな視点で施策を進めることに重点を置き、関係人口の創出、拡大、新しい時代の流れを力にすること、革新的技術、Society5.0とかSDGsを活かしていくとか、人材の育成、民間との協力等踏まえて推進するとしているとの答弁でした。

天浜線経営助成基金8,040千円の目的はとの問いに、自然災害が頻発する中で、今ある経営資金を災害対策に充ててしまうと5年間で計画されている施設整備計画が先送りになってしまうことから、これを回避するために計画を見直して基金の積み増しを行うとの答弁でした。

基金総額が120,000千円、うち、森町が6.7パーセント、これ以上の積み立てはするのかもしれないのかとの問いに、5年計画で120,000千円としているのでこれ以上は積み増ししないとの答弁でした。

ふるさと納税推進事業費のインターネットシステム使用料は昨年より増額になっているが要因はとの問いに、全体の経費は減っているが、ポータルサイト使用料が増えたことが増額の要因であるとの答弁でした。

公債費の元金償還金が昨年より27,000千円ほど増額だが要因はとの問いに、臨時財政対策債の借り入れ分の増加と防災・減災対策債の償還が始まることから増額になっているとの答弁でした。

財団法人静岡県市町村振興協会市町交付金4,000千円の内容はとの問いに、これはハロウィンジャンボの交付金で文化的な事業に充てるということで、森町では文化会館事業費に充当しているとの答弁でした。

他に質疑はなく、以上で企画財政課の審査を終了し、付託された全ての議案の審査を終了しました。各議案の討論を省略し、1件づ

つ採決を行いました。審査した16議案の採決の結果は次のとおりです。

議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第14号、議案第15号、議案第18号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第30号、議案第33号、議案第39号については、いずれも委員全員の賛成で原案のとおり可決されました。

以上が、令和2年3月森町議会定例会、第一常任委員会の審査の結果であります。議員各位のご賛同をお願い申し上げ、第一常任委員会、委員長報告を終わります。

議長 (亀澤 進 君) しばらく休憩をいたします。

(午前10時47分 ~ 午前11時00分 休憩)

議長 (亀澤 進 君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番、中根信一郎君。

5番議員 (中根信一郎 君) 第二常任委員会委員長、中根信一郎でございます。第二常任委員会、委員長報告をいたします。

去る3月4日の本会議において、第二常任委員会に付託された案件は、議案第7号、議案第11号から議案第13号、議案第16号、議案第17号、議案第28号から議案第32号、議案第34号から議案第38号、以上議案16件であります。

付託された議案審査のため、去る3月6日、9日、10日の3日間、委員会を開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果について、報告いたします。

3月6日午前9時30分、委員会室に委員全員の出席、当局より副町長出席のもと、委員会を開会しました。

審査に先立ち、河川改修工事新堀川（浚渫）外3か所の視察を行いました。各現地において、担当課職員より説明を受けた後、役場に戻り委員会を再開し、審査の方法を確認後、直ちに建設課所管の審査に入りました。

議案第28号「森町道路線の廃止について」及び、議案第29号「森

町道路線の認定について」議案2件を一括議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

鴨谷東組線の町道路線廃止は、途中にある素掘りのトンネルが崩落の危険性があるため、トンネルを廃止し、トンネルを境に南北に分け2路線にする。廃止後トンネルの安全対策は考えているかの問いに、内部に土を詰めて中には入れないような対策をするとの答弁でした。一宮圃場25号線の町道路線廃止及び認定は、途中から通行不能となっており、これを迂回できるようにするために、廃止や認定をするものであるとの答弁でした。

議案第30号「令和2年度森町一般会計予算に係る建設課所管事項について」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

地籍調査事業の内容はの問いに、法務局にある公図は、明治時代に作成され精度が低く不正確なため、地籍調査を行い筆ごとの所有者、地番、地目の調査、測量を行い図面等の精度を上げる事業であるとの答弁でした。

公有財産購入費3,963千円の場所はの問いに、大上宮奥線、外宮三反田線外1路線、南戸綿9号線と無指定の予算となっているとの答弁でした。

新田赤松線整備のための測量設計業務委託料35,000千円は、これまで進まなかった路線と考えるが、その理由と費用対効果を伺うとの問いに、この道路は都市計画決定されてから50年ほど経過している。住宅の建ち並び等により、なかなか進まなかった場所もあるが、路線全体としては、これまで、第一、第二、第三、天宮土地区画整理事業等により、徐々に整備を進めてきた。残り未整備区間が830メートルとなっており、天宮区画整理境から道路を繋ぐことで、交通の利便性向上や、幼・小・中学生の通学や歩行者の安全確保になる。また、郵便局の交差点については、クランクになっており、度々小さな事故も起きている。幹線道路の整備をすることで、街中交通の安全や空き家、空き地の利活用による活性化に繋げていくこと

と、路線上に防災拠点になる学校や公共施設があり、緊急時における道路ネットワークとしても整備が必要と考えている。そのため事業費はかかるが、費用対効果は大きいと考えている。また、現段階での事業費は概算であるので詳細設計を行い、工事の影響範囲や土地の面積等を明確にし、正確な事業費の算出を行っていくとの答弁でした。

郵便局交差点の改良を優先すべきと考えるがの問いに、郵便局交差点改良の必要性も認識した上で、現時点では、行き止まりの場所を解消し、交通の流れを作ることを優先したいと考えている。今後、全体計画の中で交差点改良を含め、事業の進め方等について詰めていく必要があると認識しているとの答弁でした。

橋梁長寿命化工事21,500千円の内容はの問いに、点検により天森橋歩道橋の主桁のコンクリートが剥がれ、鉄筋の露出が見られる箇所の補修と、伸縮装置7か所の交換工事であるとの答弁でした。

景観計画策定基礎調査業務委託料2,475千円の内容はの問いに、県内35市町中、25市町で景観計画を策定しており、当町でも遠州の小京都を謳っている。町並み景観や、自然景観、新東名の案内看板、また全国的にも太陽光パネルなど景観にマッチしていない物が増え問題視されている中、小京都らしさや森町らしさなど、町全体の景観の考え方を整理しておくことが必要であり、計画策定のために基礎調査をする委託料との答弁でした。

公園整備費14,820千円について、第二公園の遊具が老朽化により危険なため新しい遊具を設置すると聞いているが、他の公園遊具は大丈夫か、また、遊具の更新計画があるかの問いに、都市公園は11か所あり、そのうち遊具のある公園は8か所ある。遊具点検により老朽化などによる不適合の箇所を指摘されている遊具はあるが、現状では、修繕や一部撤去で対応している。複合遊具は、一基あたりの事業費も高価なことから、すべての遊具更新は難しいが、移住定住施策を進める中で、子育て世代には必要と考えるので、遊具の更新計画や公園のあり方を検討していくとの答弁でした。

新東名対策経費305千円について、年々予算が減少しているがどうしてかとの問いに、今まで案内看板設置やPR用パフレット棚の設置を行ってきた。遠州森町スマートICは、1日当たり1,400台の目標を設定したが、平成30年度末で1,390台の利用があり、本年度予想では、約1,450台の利用が見込まれ、一定の効果が確認できたと判断し、パンフレットの配架は今年度で終了したいと考えている。今後は、より利用台数が増えるような新たな施策を考えていきたいとの答弁でした。

崩土除去等作業手数料4,200千円の主な予定箇所があるかの問いに、災害復旧で使うための予算で、無指定となるとの答弁でした。

以上で建設課所管の審査を終了しました。

次に、税務課所管の審査に入りました。

議案第11号「森町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

さしたる質疑もなく、議案第30号「令和2年度森町一般会計予算に係る税務課所管事項について」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

職員研修会等負担金376千円の研修場所と研修内容について何うとの問いに県外に固定資産評価や町民税等の納税研修に参加している。税に関しては、毎年、税制改正があり知識や情報収集が必要なたため、新人及び延べ11人分で基本的に職員全員であるとの答弁でした。

軽自動車税種別割対応業務委託料600千円は、新たな委託料と聞いたが内容を何うとの問いに、地方税の税制改正に伴い種別割に名称変更になるため、課税システムの改修で、帳票類変更の委託料となるとの答弁でした。

解錠作業手数料100千円の内容はの問いに、滞納者との納税相談を行っても納付がされない場合、家の中を捜索する場合があります、強制的に玄関解錠する手数料だが、森町では過去に事例は無いとの答

弁でした。

町税過年度還付金78,000千円と多いが過去に同じような事例があったかの問いに、平成30年度に法人町民税の歳入決算額が大幅に増収となった町内企業において、法人町民税の中間申告制度により前年度決算額の半額を予定申告により納税したため今回増額になる。例年の経過を見ると、今回だけの特殊事情と考えるとの答弁でした。

歳入の固定資産税について、家が建っている時は減税があるが、更地にすると無くなる形を見直す考えは無いかの問いに、固定資産の評価は、地方税法及び固定資産評価基準に基づいて、全国統一で評価しているので、町単独での評価変更はできない。との答弁でした。

以上で税務課所管の審査を終了し、1日目は散会をいたしました。

3月9日午前9時30分より、議員控室にて委員全員の出席、当局より町長出席のもと、委員会を再開しました。始めに産業課所管の審査に入り、議案第16号「森町森林環境整備促進基金条例について」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

森林環境整備促進基金を使う範囲について伺うとの問いに、地方譲与税であるので、基本的には地方に委ねられているが、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の中で、森林の有する公益的維持増進の重要性に鑑み、町が実施する森林整備に関する施策及び促進に要する費用に充てるためと謳われている。原則としては、間伐や林道整備等の森林整備に関する施策、また、森林から出した木材が利用促進されるような施策、教育に関する施策に使用できるが、どう使ったかを公表する必要があり、その説明ができる範囲である。今後、町でも活用方法の検討をしていくとの答弁でした。

議案第30号「令和2年度森町一般会計予算に係る産業課所管事項について」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

ガラス飛散防止フィルム施工業務委託料118万7千円は、一宮総合センターへの施工と思うが、他の施設も計画を考えているのかとの

問いに、園田防災センターでも予定しているが、防災課所管となっている。また、一宮総合センターは、避難所となっていることから施工するとの回答でした。

勤労者住宅建設資金利子補助金4,503千円について増額理由を伺うの問いに、労働金庫より住宅ローンを借り受けた人へ利子補給するもので、新築に限らず増改築、建売住宅、中古住宅であっても住宅ローンを借りれば対象となる。近年増えており令和2年度の新規借入者は30名を予定しているとの回答でした。

森町茶業振興協議会補助金5,400千円について増額となっているが理由を伺うの問いに、森町茶業史の編纂に引き続き取り組むため300千円増額となっているとの答弁でした。

団体営農村地域防災減災事業ため池調査委託料36,000千円について場所と調査内容を伺うの問いに、背景として平成30年7月の西日本豪雨災害で、多くのため池が決壊したことを受け、昨年度、町でもため池の緊急点検を実施した。今年度、県において、森町では20個中18個のため池が防災重点ため池に選定された。防災重点ため池とは、100メートル未満の浸水区域内に家屋や公共施設がある場合、100から500メートルの浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量が1,000立方メートル以上であるものなどの条件に当てはまる池のことである。来年度は、18個中5個のため池が調査予定で、薄場地区昭和新池、大上地区大池、一宮大久保水戸ヶ谷池、一宮米倉昭和新池、南戸綿善正庵池である。調査内容は、主には、豪雨調査、堤体調査で堤体については3か所のボーリング調査を予定している。今後、他の池についても実施して行く予定であるが、農業用水としての受益がない、ため池は廃止等を含め検討していくとの答弁でした。

町単独農道新設改良事業修繕費2,500千円の内容について伺うの問いに、場所の指定はしていないが例年10か所程度予定しているとの答弁でした。

森林整備意向調査等業務委託料5,500千円について内容を伺うと

の問いに、森林経営管理法に基づき、森林の管理を市町村に委ねることが可能になり、今年度から所有者意向調査を行った。町では、森林環境譲与税の配分を機会に、手入れの行き届いていない私有林について森林整備を考えている。今年度、上橋の一部136ヘクタールの区域で意向調査を行い、63名の所有者のうち、8割の方が森林管理ができないため、町に仲介、整備を望むという調査結果が出ている。そのため、来年度は事前調査となる所有者の意向内容を踏まえ、現地調査を行うもので、今後は、意向のあった森林の一部41ヘクタール分の現地調査と集積計画案の作成を実施していくものであるとの答弁でした。

国際森林認証取得事業費負担金240千円の内容と国際森林認証制度の内容について伺うとの問いに、森町・掛川市・森町掛川市両森林組合・県の5者で認証団体として遠州森林認証グループを構成しており、認証取得している。この事業に係る一部を負担金として納めるものである。国際森林認証制度とは、世界的に見ると違法伐採が他国で行われており、そうした違法伐採等による森林破壊を防ぐことと、適正な伐採や植栽、間伐のサイクルを繰り返して森林の循環利用を促進するために、認証機関により評価認証する制度であるとの答弁でした。

箱わな捕獲感知システムを利用した実績はどうかの問いに、今年度から町内8か所で実証実験を行っている。47件ほどの反応通知があったが、捕獲に至ったものは10件であった。これは鳥や小動物でも反応するためと考えられるが、使用している人たちは、見回り時間の計画が立てられ効率的であるとのことで、今後も続けていきたいとの答弁でした。

鳥獣被害防止総合対策交付金2,248千円を利用して鳥獣被害対策の地域協議会のような活動ができないかの問いに、この交付金は、森町有害鳥獣対策協議会に対するものである。年一回開催している協議会の研修の中で被害防除の話をしており、今後は多くの人たちに参加して貰えるよう幅広く周知をしていくとの答弁でした。

古民家利活用可能性調査委託料550千円について調査の内容を伺うとの問いに、遠州の小京都まちづくりを推進していく中で、古民家の利活用の可能性を探る総合的調査事業であり、建物の状態を見る古民家鑑定と、古民家床下の虫害被害状況診断、伝統耐震性能評価などを行い、今後、利活用可能かどうかの参考にしていくものであるとの答弁でした。

遠州の小京都まちづくり推進会議補助金1,300千円の内容について伺うとの問いに、遠州の小京都まちづくり基本計画に基づき、実施する事業に対して補助するもので、商品開発等を中心に展開している。具体的には、静岡産業大学と連携し、遠州の小京都をテーマにした手提げ紙袋などの開発に600千円、遠州の小京都記念碑のモニュメント設置費用600千円、推進会議活動費100千円の計上であるとの答弁でした。

遠州の小京都まちづくりの推進に関して、森町への来訪者に、小京都や森町の良さが分かる拠点のようなものが必要と考えるがとの問いに、場所、位置の問題や新たな建物か古民家等を利用するのか、どんな拠点が良いのかなど、今後、検討していきたいとの答弁でした。

森町体験の里指定管理料33,000千円について、体験の内容や経営運営を検討し、指定管理料を減らす考えはないのかの問いに、体験について、現状は講師が減り、集約され現在にいたっている。体験の総人数や入場者数は減少しているが、アクティ森全体で年間約8万人が利用しており、体験についても小中学校の授業で利用したり、最近では、朝ドラの影響でも陶芸体験者が増えていることなどから、一定のニーズがあると考えている。指定管理料については、理想的には、入場料、体験料だけで経営するのが望ましいとも考えるが、公園的要素もあり、利益に繋がらない管理だけの部分もある施設であることを踏まえると、体験やレストラン、よんな市、山里の市などを含め、体験の里アクティ森を森町の観光拠点として、その風情や特色を生かした憩いの場にしていきたいと考えている。運営につ

いては、新たに統括部長を据え体質改善を図りつつあり、アクティ森の存在意義と経済的側面を踏まえながら、経営していきたいと考えているとの答弁でした。

開業当時のコンセプトと現在のコンセプトとの違いについて伺うとの問いに、開業時のコンセプトは中山間地域の地域振興と、町民や観光客の憩いの場の提供ということで開業した。現在においても、町が観光振興の拠点として直接提案できる施設であり、今後も観光の拠点としてアクティ森の存在意義があると考えているとの答弁でした。

観光誘客推進事業委託料2,000千円の内容と効果について伺うとの問いに、江東区民祭りの森町PRブース出展、その他、町内外で行われるイベント等に町をPRするブースや出展をする事業について、森町観光協会に委託している事業である。

効果については、森町観光協会やアクティ森のホームページ、SNS等のページビュー数が大幅に増加したり、お茶や和菓子の問い合わせが多くなってきていると聞いている。今後も、PRを通して観光誘客や移住・定住、ふるさと納税などにも繋げていきたいとの答弁でした。

新たな魅力創出發信事業委託料5,000千円の内容と、アクティ森への経済効果があったかとの問いに、共同通信デジタルのメディア発信力を活用して森町をPRしていく事業で、平成30年度からプロモーション事業として、アクティ森のレストラン新メニュー開発や、ARのアプリを活用したスタンプラリーの企画を準備し、そのような企画を大々的にメディアを使って発信していくプロモーション事業を実施してきた。令和2年度は、町内の観光施設をスマートフォンを利用したスタンプラリーで周遊してもらう事業として2,500千円、新たなPRキャラクターとして、コモコモを一つのアイコンとしてプロモーション活動を実施していく経費に2,500千円の計上となっている。スタンプラリーの予定としては町内の観光施設で5、6か所程度をマーカー設置し、ポイントを集めてアクティ森に戻つ

てくる仕組みを検討している。

事業の効果としては、前年対比であるが、体験施設の体験者数が9.4パーセント増、売上も10パーセント増であり、レストランは、食数が37.7パーセント増、売上も24.7パーセント増と伸びている。今年度は、ここにきて新型コロナウイルスの影響等が避けられないと思うが、来年度は前年以上に伸ばして行きたいとの答弁でした。

体験施設改修工事13,596千円はテニスコートの改修工事費と聞いているが費用対効果について何うとの問いに、テニスコートは開設当初より部分的な修繕しか実施しておらず、利用者の怪我の心配もあり、全面の修繕をするものである。使用料は平成26年が82万125円、平成27年が114万5,971円、平成28年が100万2,676円、平成29年が83万2,810円、平成30年が73万9,063円となっており、新しい人工芝でプレーできることにより、120万円程度の売り上げを目標とし、およそ10年くらいで修繕費を回収していきたいと考えているとの答弁でした。

以上で、産業課所管の審査を終了しました。

次に、住民生活課所管事項の調査に入りました。

議案第12号「森町手数料条例の一部を改正する条例について」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け審査に入りました。

さしたる質疑もなく、次に議案第13号「森町印鑑条例の一部を改正する条例について」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け審査に入りました。

さしたる質疑もなく、次に議案第30号「令和2年度森町一般会計予算に係る住民生活課所管事項について」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け、審査に入りました。

戸籍情報システムサポート委託料3,533千円の内容について何うとの問いに、5年間リースで半年ごと支払うもので、コールセンターへの問合せやシステム障害の保守、戸籍に関わる住所や漢字の追加サポートなどに掛かる料金となるとの答弁でした。

戸籍情報システム使用料2,935千円の内容について何うとの問い

に、ソフトウェアやサーバー、ディスプレイ、コピー機などのリース使用料との答弁でした。

諸備品購入費1,203千円の内容について伺うとの問いに、旅券用の交付用窓口端末機が耐用年数がきたための更新で、432,300円、窓口申請書作成支援システムの機器購入で770千円となる。この機器は、申請書の手書きをする手間を省き、マイナンバーカードを利用して同時に本人確認もできるもので、窓口の混雑緩和が期待できるとの答弁でした。

森町国民健康保険出産育児一時金繰出金5,600千円について対象人数を伺うとの問いに、出産育児一時金は、1件につき42万円支給され、その内3分の2が一般会計から国保特別会計に繰出される。来年度は、20件分を予定しているとの答弁でした。

環境美化パトロール事業等委託料1,993千円は、シルバー人材センター2名分の委託料と思うが、不法投棄が増加しているのか、また、パトロールの内容について伺うとの問いに、不法投棄は増加している。パトロールは、年132日、コースを決めて実施し、毎回日誌等確認している。不法投棄は、一般住民以外のケースが多く見られ、担当者が廃棄物を確認し、所有者が特定できる場合は、警察に通報して対応をお願いしているとの答弁でした。

水質調査測定料外2,123千円の内容について伺うとの問いに、水質汚濁防止法の中に、公共用水域の調査項目があり、県と町で調査している。町内12か所で、7月と12月の2回専門業者に委託して実施している。汚染についての調査項目もあるが、基準を超えていることは無いとの答弁でした。

新エネルギー機器等導入促進補助金800千円は何件分かの問いに、太陽光パネルと機器についての補助金で、1キロワット1万円として4キロワット、4万円を上限とし、20件分の計上となっているとの答弁でした。

袋井市森町広域行政組合し尿分担金47,760千円について2,000千円ほど増加しているが、理由が分かるかの問いに、この負担金は令

和元年度の実績に基づいて算出をしている。袋井市森町衛生センターの処理量が増えていることによるものだが、はっきりとした細かい理由については組合でも分からないとの答弁でした。

次に議案第31号「令和2年度森町国民健康保険特別会計予算」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け審査に入りました。

さしたる質疑もなく、次に議案第32号「令和2年度森町後期高齢者医療特別会計予算」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け審査に入りました。

さしたる質疑もなく、以上で住民生活課所管の審議を終了し散会しました。

3月10日午前9時30分より、委員会室にて委員全員の出席、当局より町長出席のもと、委員会を再開し、定住推進課の審査に入りました。

議案第17号「森町営住宅管理条例の一部を改正する条例について」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け、審査に入りました。

同条第8号中「町営住宅」を「公営住宅」に改めるとあるが、変更内容についての詳細を伺うとの問いに、今回の改正は、森町の条例を、国が提示している標準条例に合わせた形の条例となっている。標準条例は、公営住宅と表記する部分と町営住宅と表記する部分と区別している。公営住宅といった場合は、町の町営住宅に限らず近隣の市営住宅、県営住宅等を含めた物を対象としていると改正するものであるとの答弁でした。

第20条第1項中「費用（畳の表替え、破損ガラスの取替え及び障子、ふすまの張替え等の軽微な修繕並びに給水栓、点滅器その他付帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。）は」を「費用は、町長がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして定めるものを除いて」に改めとあるが解釈について伺うの問いに、修繕の部分になり、従前の規定は、重要でない修繕の例示として細かいことを規定していたが、今回町長が修繕に要する費用を入居者が負担するものと定めるものである。また、4月1日より民

法改正となり、通常使用で損耗するような物に対して修繕を求める場合は、契約時に修繕を入居者に求める、という特約を設けない限り修繕を求められない規定となり、従前どおり軽微な修繕は入居者に求めていくとの答弁でした。

次に議案第30号「令和2年度森町一般会計予算に係る定住推進課所管事項について」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

森町ふるさと会交流事業費補助金800千円の内容について何うとの問いに、森町にゆかりのある人や出身者で首都圏在住の方と交流を深め、これからの森町について話し合い、関係人口の創出を目的とし、移住施策にも繋げたい。昨年は東京で行い、36名が参加している事業である。今後は、関西圏での開催も検討していきたいとの答弁でした。

移住コーディネーター活動事業3,496千円の内容について何うの問いに、以前地域おこし協力隊をしていた岩瀬氏に移住コーディネーターを委嘱して活動しているもので、移住に特化した移住相談や、空き家を探して移住者とのマッチングをさせたり、森町の紹介などを行っている事業となる。実績として5件の移住実績があるとの答弁でした。

移住就業支援補助金1,000千円について内容を何うの問いに、東京23区に住む人か、東京23区に通勤している東京圏の埼玉、千葉、神奈川の人を対象に通算で5年以上住んでいるか、通勤している人が東京圏以外に移住した場合、世帯で100万円、単身で60万円を交付するもので、来年度は要綱の緩和が予定されているとの答弁でした。

建築物等耐震化促進事業費補助金28,354千円の増額理由について何うの問いに、増加額の主な理由は、新規事業として安全な通学路等整備事業2,100千円、緊急輸送ルート等補強計画策定事業5,650千円であるとの答弁でした。

空き家家財道具等処分費用補助金500千円の2分の1で上限100千

円の補助率について伺うとの問いに、2分の1で要求した経緯について、今回初めての補助となり、県下の中では3市町で同様の補助金を制定している。また、家財道具片付けについては、個人の持ち物なので個人にも責任を持っていただく考え方もあり、所有者と行政それぞれ負担をしながら移住を進めて行く考えで制度をスタートさせ、今後、来年度の実績や動向を見ながら、補助率、補助額、予算額について検討していくとの答弁でした。

以上で、定住推進課所管の審査を終了しました。

次に、上下水道課所管事項の審査に入りました。

議案第7号「森町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け、審査に入りました。

さしたる質疑もなく、次に議案第30号「令和2年度森町一般会計予算に係る上下水道課所管事項について」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

飲料水供給施設整備費補助金1,000千円の具体的な内容についてとの問いに、森町飲料水供給施設整備費補助金交付要綱に定められた要件で、給水戸数2戸以上、または給水人口10人以上で、かつ給水人口100人以下の飲料水供給施設に対し、新設や増補改良、維持修繕等に対して1,000千円を限度とし、補助対象額の2分の1を交付する事業で、令和元年度は、問詰地区と門田地区の2地区で事業を実施したとの答弁でした。

現在の補助金対象施設の数はこの問いに、2戸以上ということで山間部などに多いと考えるが、全施設の把握はしていないとの答弁でした。

次に議案第34号「令和2年度森町公共下水道事業特別会計予算」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

汚水管渠築造工事321,348千円の工事場所について伺うとの問いに、開運町、川久保の一部（瀬入川右岸）8.88ヘクタールで計画管渠延長2,851メートルとの答弁でした。

全体事業計画見直し調査・検討・計画策定業務委託料4,000千円の内容についての問いに、第5期以降の全体計画見直しのため、2か年に渡り業務委託するもので、全体計画の完了は令和18年度までを目標としているが、今後、第5期、第6期、第7期の整備をどのようにするかを検討する業務であり、令和2年度は、基本作業の確認から計画協議までの11項目のうち、主に基礎調査や処理区域の設定などを実施し、業務全体の7割が完了の見込みである。令和3年度は、その基本作業の結果を踏まえ、今後の方針を検討し、計画策定する業務であるとの答弁でした。

次に議案第35号「令和2年度森町大久保簡易水道事業特別会計予算」から議案第37号「令和2年度森町大河内簡易水道事業特別会計予算」まで、議案3件を一括議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

各簡易水道事業の給水戸数及び給水人口はどの問いに、大久保簡易水道は62戸で95人。三倉簡易水道は70戸で143人。大河内簡易水道は15戸19人であるとの答弁でした。

飲料水供給施設の水質検査は、組合に任されているのかとの問いに、100戸以下の飲料水供給施設は認可外となり、各施設での管理となる。水質検査の指導はしているが、義務は無く、1、2戸の所もあり各自の判断に任せているとの答弁でした。

三倉簡易水道の急速ろ過装置等保守点検委託料33千円の急速ろ過装置とはどの問いに、三倉簡水は、表流水を集め施設に入れ、薬剤による前処理を実施した後、急速ろ過をしている。急速ろ過装置とは、表流水の濁りやごみを取り除くために、フィルター材として砂を用いて浄化する装置である。大久保、大河内簡水は、湧水のため濁りが少ないことなどで、使われていないとの答弁でした。

次に議案第38号「令和2年度森町水道事業会計予算」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

収入で材料売却収益とはどのようなものかの問いに、工事業者に売るメーターボックス等、工事材料の代金であるとの答弁でした。

人口減少や水需要の大口施設の期限も近いことから収入が減ると考えるが、将来的な維持管理についての考えはの問いに、多くの管路については、法定耐用年数が38年となっているが、現在使用している配水管は非常に古く、更新時期を迎えているものが多い。また、収益においても減少となる予測の中、管路更新費用は必要不可欠であることから、森町水道事業経営戦略の中にあるように、令和5年度頃を目途に、昭和54年度以降改訂していない水道料金の改訂について検討していきたいと考えているとの答弁でした。

以上で、上下水道課の審査を終了し、付託された全議案の審査を終了しました。各議案の討論を省略し、それぞれ1件ずつ採決を行いました。審議した16議案の採決の結果は次のとおりです。

議案第7号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第16号、議案第17号、議案第28号、議案第29号、議案第30号、議案第31号、議案第32号、議案第34号、議案第35号、議案第36号、議案第37号、議案第38号の16議案については、いずれも委員全員の賛成で原案のとおり可決されました。

以上が、令和2年3月森町議会定例会、第二常任委員会の審査の結果であります。議員各位のご賛同をお願い申し上げ、第二常任委員会、委員長報告とさせていただきます。

議長 (亀澤 進 君) 以上で、常任委員会委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (亀澤 進 君) 「質疑なし」と認めます。

これから各議案に対する討論・採決を行います。

この討論・採決は、一件ごと又は一括で行います。

日程第1、議案第3号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (亀澤 進 君) 「討論なし」と認めます。
これから議案第 3 号を採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

議長 (起立 全 員)
(亀澤 進 君) 起立全員です。
したがって、議案第 3 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議長 日程第 2、議案第 4 号「森町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。討論はありますか。
(発言する者なし)

議長 (亀澤 進 君) 「討論なし」と認めます。
これから議案第 4 号を採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

議長 (起立 全 員)
(亀澤 進 君) 起立全員です。
したがって、議案第 4 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議長 日程第 3、議案第 5 号「第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。討論はありますか。
(発言する者なし)

議長 (亀澤 進 君) 「討論なし」と認めます。
これから議案第 5 号を採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

議 長 (起 立 全 員)
(亀 澤 進 君) 起立全員です。
したがって、議案第5号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第6号「昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。討論はありますか。

議 長 (発 言 する 者 な し)
(亀 澤 進 君) 「討論なし」と認めます。
これから議案第6号を採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

議 長 (起 立 全 員)
(亀 澤 進 君) 起立全員です。
したがって、議案第6号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第7号「森町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。討論はありますか。

議 長 (発 言 する 者 な し)
(亀 澤 進 君) 「討論なし」と認めます。
これから議案第7号を採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

議 長 (起 立 全 員)
(亀 澤 進 君) 起立全員です。
したがって、議案第7号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第8号「森町監査委員条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。討論はありませんか。

議長 (発言する者なし)
(亀澤 進 君) 「討論なし」と認めます。
これから議案第8号を採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

議長 (起立 全 員)
(亀澤 進 君) 起立全員です。
したがって、議案第8号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第9号「森町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。討論はありませんか。

議長 (発言する者なし)
(亀澤 進 君) 「討論なし」と認めます。
これから議案第9号を採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

議長 (起立 全 員)
(亀澤 進 君) 起立全員です。
したがって、議案第9号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第10号「森町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。討論はありませんか。

議長 (発言する者なし)
(亀澤 進 君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第10号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起 立 全 員)

議長 (亀澤 進 君) 起立全員です。

したがって、議案第10号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第11号「森町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (亀澤 進 君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第11号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起 立 全 員)

議長 (亀澤 進 君) 起立全員です。

したがって、議案第11号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第12号「森町手数料条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (亀澤 進 君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第12号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起 立 全 員)

議長 (亀澤 進 君) 起立全員です。

したがって、議案第12号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第13号「森町印鑑条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (亀澤 進 君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第13号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 (亀澤 進 君) 起立全員です。

したがって、議案第13号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第14号「災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (亀澤 進 君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第14号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 (亀澤 進 君) 起立全員です。

したがって、議案第14号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議長 (亀澤 進 君) しばらく休憩をいたします。

(午後 0時01分 ~ 午後 0時59分 休憩)

議長 (亀澤 進 君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第13、議案第15号「森町家庭的保育事業等の設備及び運営に

関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長

(亀澤 進 君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第15号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立 全 員)

議長

(亀澤 進 君) 起立全員です。

したがって、議案第15号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第14、議案第16号「森町森林環境整備促進基金条例について」の討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長

(亀澤 進 君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第16号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立 全 員)

議長

(亀澤 進 君) 起立全員です。

したがって、議案第16号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第15、議案第17号「森町営住宅管理条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長

(亀澤 進 君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第17号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起 立 全 員)

議長 (亀澤 進 君) 起立全員です。

したがって、議案第17号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第16、議案第18号「森町職員定数条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (亀澤 進 君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第18号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起 立 全 員)

議長 (亀澤 進 君) 起立全員です。

したがって、議案第18号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第17、議案第25号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」の討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (亀澤 進 君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第25号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起 立 全 員)

議長 (亀澤 進 君) 起立全員です。

したがって、議案第25号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第18、議案第26号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」の討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (亀澤 進 君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第26号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立 全 員)

議長 (亀澤 進 君) 起立全員です。

したがって、議案第26号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第19、議案第27号「公の施設の指定管理者の指定について(森町小規模保育所)」の討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (亀澤 進 君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第27号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立 全 員)

議長 (亀澤 進 君) 起立全員です。

したがって、議案第27号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第20、議案第28号「森町道路線の廃止について」の討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (亀澤 進 君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第28号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起 立 全 員)

議長 (亀澤 進 君) 起立全員です。

したがって、議案第28号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第21、議案第29号「森町道路線の認定について」の討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (亀澤 進 君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第29号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起 立 全 員)

議長 (亀澤 進 君) 起立全員です。

したがって、議案第29号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第22、議案第30号「令和2年度森町一般会計予算」の討論を行います。討論はありませんか。

9番、鈴木托治君。

9番議員 (鈴木托治 君) 9番の鈴木托治です。「令和2年森町一般会計予算」に対し、反対の立場から討論を行います。まず、今年度の予算額は近年にない、非常に大型予算でありまして、歳入・歳出共に7,884,000千円と決定いたしました。

支出面では、総務費、民生費、衛生費、消防費、公債費など、約65億円に達しますが、これは間違いなく、いつものようにかかる必要な経費でありまして、残りの2割しか選択の余地がないと私は考えております。選択性の高い残り2割の支出に対しては、当局も十分苦慮しながら、当初予算をはじき出した苦労は十分に認めており

ます。

しかし、今年度も町民の明るい未来を描くような計画も少なく、色のない輝きもない予算であり、積極的に賛成する気にはなりません。現在の厳しい財政状況の中ではありますが、反対する主な理由は、まず第一は、新田赤松線の復活予算です。常任委員会では私は判断に迷いまして賛成のサインを示しましたが、よくよく考えてみて二つほど、その意思を覆すようなことがありましたので報告いたします。新田赤松線の復活予算ですが、まさに永きに渡って塩漬けされたような事業は本当に町にとって必要でしょうか。人口が激しく減少し、通行車両が少なくなる中で多くの町民が反対する案件だと思います。これをするなら、まず優先すべきは向天方への南方からの進入路の道路拡幅がまず優先されるべきではないでしょうか。永年に渡って塩漬けされたものが、なぜ時代に逆行するように工事が復活したのか私には分かりません。おそらく町長のレガシーづくりではないかと私は疑っております。

二番目には、天浜線一宮駅前の駐輪場の新築であります。確かに現在の建物は真ん中でへの字に曲がっており、早急の工事の必要性は認めるも、天浜線の文化的性質と相容れない仕様の駐輪場は疑問に感じております。また、予算額の2,640千円は、民間価格の2倍から3倍の高い工事金額です。また、他の幾多の工事予算も、町民の重要な税金の使用方法を考えれば、町民ファーストの精神に立ち返って考えていただきたいと思えます。

第三は、体験の里の指定管理料です。今年も、相も変わらない管理運営であります。この施設は平成3年3月から営業を始めており、来年は30年の節目を迎えつつあります。ここで一度立ち止まって、運営委員会を創設して十分に検討する必要があると思えます。毎年3,000万余の指定管理料は10年経てば3億5千万です。これは天浜線、あるいは病院と違って残しておく必要性があまりないのではないかと考えております。

行政の職員の皆さまは、それこそ勉強、努力をされており、その優

秀性は私も十分に信頼していますが、町民の声との若干乖離が生まれているようなことが考えられます。私は何から何でも反対しているわけではありません。議員の職務は行政側の提案に対して、住民の付託を背に行政の不備を正しく指摘することだと考えています。議員必携には議員は一步遅れて二歩離れずの姿勢を貫くべきと謳っています。今の議会は、行政と歩調を合わせる姿は議員の議員たる矜持を放棄しているように思えてなりません。町民の要望を根こそぎ拾い上げ、全ての人が幸せで生きがいのある社会実現のために、私は残された短い議員活動に全力を挙げて町民の声を拾い続けていきたいと思えます。

以上をもちまして、私の反対討論を終わります。

議長

(亀澤 進 君) 他に討論はありませんか。

6 番、岡野豊君。

4 番議員

(岡野 豊 君) 私は、ただいま討論に付されております議案第30号「令和2年度森町当初予算」に対しまして、賛成の立場から討論をいたします。

令和2年度森町一般会計当初予算につきましては、予算規模は7,884,000千円ということで、前年当初と比較しまして395,000千円の増加となりました。歳出においての主な増加要因といたしましては、三倉天方地区、光回線未整備地区の対策として取り組む、高度無線環境整備推進事業、光ファイバであります。これにつきましては、三倉天方の光回線の要望が地域からもあり、これを地域の要望として取り上げ、多くの予算を投入するわけでありますけれども、整備に取り組むという姿勢は、私は評価できるものと考えております。

また、町道新田赤松線につきましては、都市計画決定から50年ほど経過しているということもございしますが、残りの未整備区間が830メートルということで、森町の市街の北部には天宮区画整備が完成をしております、天宮区画整理地内から南部、郵便局へ抜ける道路が未整備ということで、大変この地域の方々が不便をきたしているということがございます。また、郵便局の交差点の辺りにつき

ましては、クランクになっているということで、度々事故も起きているということもございます。街中の交通の安全や、空き家・空き地の利活用等を進める上で、路線上に防災拠点となる学校、公共施設があり、緊急時における道路ネットワーク等の整備が必要だと、私も考えるところであります。

来年度の予算につきましては、防災・減災対策といたしまして、農業用のため池、それから消防のポンプ車、積載車、こういったものも住民の生活には欠くことができないものであると考えます。

来年度、学校統合に伴いまして、地域からも要望があります、児童生徒の通学用のバス使用料、こういったものも町費で全額負担をしていただけるということ、これも地域住民からの要望を受けての予算でもあります。

ただいま鈴木托治議員からの反対討論もございました。その前に第二常任委員長の委員長報告にもありましたように、この予算審議がされ、議員全員の賛成を得た、この一般会計予算につきましては、討論で異を唱えるということは、やはり議員としての一貫性のない判断ではないかと、私は言わざるを得ないと思っています。

今回の令和2年度森町当初予算、これにつきましては住民の多くの意見も採り上げられ、7,884,000千円ということの、過去最大の予算とはなっております。こういった予算を、私は賛成ということで議員各位のご支持をいただきたいと考え、賛成討論とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議 長 (亀澤 進 君) 他に討論はありませんか。

10番、西田彰君。

10番議員 (西田 彰 君) 10番、西田です。議案第30号「令和2年度森町一般会計予算」に反対の立場で討論いたします。

歳入・歳出7,884,000千円は、過去にない予算規模とのことであります。歳入における依存財源の増加、特に不公平感の強い消費税税収の交付金410,000千円は、10パーセントへの引き上げ分に依拠するものであり、多くの町民に負担を強いた上での増収であり、今

後、コロナウイルスの影響がどのように税収に影響してくるのか、町民の生活に影響を与えるのか、非常に危惧するところであります。

歳出において民生費、衛生費は前年並みであり、商工費、消防費が減となり、農林水産業費、土木費、教育費においては、四千万から五千万の増加であっても、学校統合での児童・生徒の安心、安全を抜本的に改善しようとする予算ではありません。また、古い人間かもしれませんが、AIやICTによる教育実践も大事でしょうが、人間らしい優しさ、思いやり、汗流して一生懸命働く、そのような人づくりの教育が求められている時代なのではないかと思えます。

突出して増となっているのは総務費1,244,068千円です。総務費を押し上げているのは、新たに始まる会計年度任用職員の報酬等の増加に加え、高度無線環境整備推進事業補助金160,000千円、いわゆる光ファイバー通信網、この事業については本来、遅きに失した感がありますが、地域間格差解消や過疎化対策事業と思えますし、行政もそのようにこの対策事業を捉えるならば、その活用効果と地域づくりを共に実践しながら、学校統廃合など考えるべきではなかったのではないのでしょうか。マイナンバーカード取得率も低迷していることから進めるべきではありません。通学に係る父兄の負担軽減は、地域父兄が何とかしてほしいと言うまでもなく、行政が率先してこうやります、こうしますがどうでしょう、というのが本来の公僕である役場の務めではないのでしょうか。陳情にあげられた専用スクールバスの運行、まだ一年の猶予があります。令和3年度予算には実現させるべきだと申し上げておきます。団体営農農村地域防災減災事業のため池調査委託料36,000千円、豪雨に見舞われれば甚大な被害を受ける可能性があり、早急な調査が求められていること、一宮財産区、飯田財産区繰出金14,290千円の活用は地域のために必要であることは認識しておるところです。共同通信への委託料、新たな魅力創出発信事業5,000千円、すでに使われた27,000千円の検証も定かでなく、今後森町全域に広げるとのこと、これは直ちに中止するべきと言わなければなりません。実績を述べられていますが、

これとの関連を検証したものではないでしょう。これ以上税金を注ぎ込む意味が分かりません。

以上申し上げまして、反対討論といたします。

議長

(亀澤 進 君) 他に討論はありませんか。

3番、岡戸章夫君。

3番議員

(岡戸章夫君) 3番、岡戸章夫です。私は、議案第30号「令和2年度一般会計予算」につきまして、賛成の立場から討論を述べたいと思います。

令和2年度の一般会計予算規模については、7,884,000千円と前年度当初予算に対して、395,000千円、5.3パーセントの増加となり、過去最大となっております。

これは、太田町政二期目として第9次森町総合計画の将来像の実現に向け、また、町長ご自身のマニフェストに沿った各種事業への積極的な取り組みが織り込まれた結果とみております。

まず、歳出の主な要因として、三倉・天方地区光回線未整備地区の対策として取り組む高度無線環境整備推進事業160,000千円があります。これは森町の中で唯一、光回線が整備されていない北部の、三倉や天方地区住民のかつてからの要望に答えていただいた内容となっております。世界をはじめ、日本でも情報通信改革が進み、IoTやAI技術などが牽引する第4次産業革命に向う中で、情報格差の解消は急務でした。採算性から民間電気通信事業者単独では難しかった光ファイバ整備に対し、町が支援することで実現に至ったことは高く評価したいと思います。

次に、令和2年の泉陽中学校と森中学校の統合に伴い、対象生徒への通学時交通費の補助や、通学距離が長くなる生徒や保護者の負担軽減のため、町営バス大河内線を森町まで運行させることに係る経費、また、最寄りのバス停まで距離がある田能、大久保、中野地区への新たなバス運行委託料など、通学に関する課題に対し、対応が進んだことも評価いたします。

次に、移住定住推進施策の一環で、新たに空き家・家財道具等処

分費用補助金が設けられました。予算的には500千円と少ないものの、まずはこの事業が契機となり空き家の流動化が進み、移住定住者が増えることを期待いたします。

以上の3件につきましては、いずれも地域のみなさんの声を、一般質問にて投げかけさせていただき、その後議論や検討を重ねてきた結果、事業として進めていただいたことによるものと理解しており、改めて感謝をしているところであります。

この他、新たに子ども・子育て支援として保育コンシェルジュの配置や袋井市との連携による病児・病後保育への対応、児童手当支給事業や、こども医療費助成や森っ子出産祝い金などの継続事業において、子育て世代への対応も進んでおります。

乳幼児においては、一時預かり事業、幼稚園児においては預かり保育事業、小学生においては放課後児童クラブや放課後子ども教室事業なども継続されております。また、障がい児の方が福祉施設への通所に係る費用助成や、重度身体障がい者への住宅改造費に対する補助等も計上されており、切れ目のない対応となっております。

防災・減災対策においては、消防団の車輛の更新、災害対策本部の機能強化などをはじめとして、河川改修や浚渫、農業用ため池の調査などにより、局地的な豪雨対策も織り込まれています。産業振興についても、積極的な企業誘致や雇用確保に向け、産業立地事業費補助金等も計上されていることを確認いたしました。

一方財源については、比率は自主財源が全体の47.4パーセント、依存財源は52.6パーセントとなり、町税全体では2,352,134千円、地方交付税は1,610,000千円、国庫支出金は619,830千円、県支出金は551,693千円などが主なものとなります。

しかしながら、こうして3月議会で審議している間にも、世界、そして国内において新型コロナウイルスが感染拡大されており、今後、政治経済の状況がどうなるのか予測が大変難しい状況になってきました。そのような中でも、森町としては一層安定的な財源確保、行政運営が求められます。今後とも国や県の動向を注視しつつ、町

当局と議会が緊張感を持って事にあたることがより一層大切と考えております。

反対討論の中で、何点か厳しいご指摘もありましたけれども、一つ一つ知恵を出し合い、解決をしていくことが大切かと思えます。

以上のことを総合し、私は、令和2年度一般会計予算に賛成いたします。議員各位のご賛同をお願いいたしまして、私の賛成討論とさせていただきます。

議長 (亀澤 進 君) 他に討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (亀澤 進 君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第30号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

議長 (亀澤 進 君) 起立多数です。

したがって、議案第30号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第23、議案第31号「令和2年度森町国民健康保険特別会計予算」の討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (亀澤 進 君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第31号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 (亀澤 進 君) 起立全員です。

したがって、議案第31号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第24、議案第32号「令和2年度森町後期高齢者医療特別会計予算」の討論を行います。討論はありますか。

(発言する者なし)

議長 (亀澤 進 君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第32号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立 全 員)

議長 (亀澤 進 君) 起立全員です。

したがって、議案第32号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第25、議案第33号「令和2年度森町介護保険特別会計予算」の討論を行います。

討論はありますか。

(発言する者なし)

議長 (亀澤 進 君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第33号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立 全 員)

議長 (亀澤 進 君) 起立全員です。

したがって、議案第33号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第26、議案第34号「令和2年度森町公共下水道事業特別会計予算」の討論を行います。討論はありますか。

(発言する者なし)

議長 (亀澤 進 君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第34号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起 立 全 員)

議 長 (亀 澤 進 君) 起立全員です。

したがって、議案第34号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第27、議案第35号「令和2年度森町大久保簡易水道事業特別会計予算」から日程第29、議案第37号「令和2年度森町大河内簡易水道事業特別会計予算」まで、議案3件の討論・採決を行います。

お諮りします。

この3件は討論・採決を一括して行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議 長 (亀 澤 進 君) 「異議なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

議 長 (亀 澤 進 君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第35号から、議案第37号までの3件を一括採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起 立 全 員)

議 長 (亀 澤 進 君) 起立全員です。

したがって、議案第35号から議案第37号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第30、議案第38号「令和2年度森町水道事業会計予算」の討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (亀澤 進 君) 「討論なし」と認めます。
これから議案第38号を採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

議長 (起立 全 員)
(亀澤 進 君) 起立全員です。
したがって、議案第38号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議長 日程第31、議案第39号「令和2年度森町病院事業会計予算」の討論を行います。討論はありませんか。

議長 (発言する者なし)
(亀澤 進 君) 「討論なし」と認めます。
これから議案第39号を採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

議長 (起立 全 員)
(亀澤 進 君) 起立全員です。
したがって、議案第39号は、委員長の報告のとおり可決されました。

10番議員 日程第32、陳情第1号「児童生徒専用スクールバスに係る陳情」を議題とします。
本陳情は、3月4日の本会議において、第一常任委員会に付託してありますので、これから委員会審査の経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。
第一常任委員会委員長、西田彰君。

(西田 彰 君) 第一常任委員会委員長、西田彰でございます。令和2年3月森町議会定例会、第一常任委員会、委員長報告をいたします。

去る3月4日の本会議において、第一常任委員会に付託されました案件は、陳情第1号「児童生徒専用スクールバスに係る陳情」、以上陳情1件であります。

3月11日午前9時30分、委員会室において全委員出席、当局より町長、学校教育課職員、企画財政課職員出席のもと、傍聴者4名を許可し、委員会を開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果について、報告いたします。

陳情第1号「児童生徒専用スクールバスに係る陳情」についてを議題とし、職員朗読ののち、審査に入りました。

最初に町長から、陳情に対する町としての見解を受けました。

同じ内容で町長にも要望をいただいております。児童生徒のスクールバスの要望は通学方法の課題として、学校あり方検討会でも通学について検討をしております。地元の皆さん、保護者の皆さんから直接意見をいただく場もあった。保護者の皆さんが児童の安全確保を願っていることについて、重々承知をしている。町としても負担軽減のためにさまざまな検討をし、日用品の支給など予算を認めていただいている。さらに、新年度予算にもこれまでにない通学に係る予算を計上して審議をお願いしている。まずは新年度から森中に通う生徒のより便利な通学方法の確保、安全確保のための予算、町営バスの延伸及びNPO法人やまゆり三倉の新たな運行を提案している。さらに令和3年4月からの小学校の統合に向けて、今後準備会等で検討を進めていく。要望書を受けた時に保護者の方から涙ながらに実現を願った心情は理解しているが、一方で町全体の財政的なこと、町の存続を考えると、町長としては責任ある判断が必要である。そのうえで通学方法の確保について考慮しながら、主要交通機関である秋葉バスの維持も考慮し、さらに町内全ての児童生徒との平等性という観点、今後の財政においては公共施設の長寿命化など維持補修費が必要となってくる。さまざまなことを検討する中で陳情にある「専用スクールバス」としては運行出来ないと言わなければならない。その代替として秋葉バス、町営バス、NPO法人や

まゆり三倉による新たな通学手段を提案しているので、ご理解をお願いしたい。要望8項目だが、1については先ほど申し上げたので、2以降は担当から補足をさせていただくとのことでした。

2については田能、大久保、中野方面を一の瀬のバス停まで（NPO法人やまゆり三倉に委託）朝1便、午後最大6便を予定している。

3については小学校の準備会でも安全について十分な検討をし、地元の皆さんによる見守り隊と連携して安全確保に取り組んでいく。さらに森中入り口にバス停を設け、横断歩道を設置し、さらに安全のために警察への要望として、手押し信号機の設置要望が必要と考えている。

4については、今までより通学距離や通学時間が伸びることについて、心配や不安を減らすために、「子ども110番の家」を今以上に増やしていくため、協力をお願いしていきたいと考えている。

5については、現在、中学校に携帯電話の持ち込みは出来ないが、携帯電話の使用目的を決めて、登校したら学校で預かる等のルールを検討していきたい。小学生には通学バスに同乗する支援員、又は運転手さんに携帯電話を持っていただき、緊急対応が出来ればと考えている。

6については、中学校との協議でバスの待ち時間に教室を開放し、自習等時間の有効利用ができる方向で進めている。小学生も同じ方向としたいと考えている。

7については、現在も緊急時の連絡は職員室の電話を使用しています。

8については、バス経路は利用年度ごと乗車する児童生徒が違うので、見直しをしていくことを考えています。

補足として、4について秋葉バスに確認しましたが、緊急時、トイレなどの時は走行中でも近くのトイレに止まる対応をしている、町営バスも秋葉バスに合わせて対応していくとのことでした。

以上で当局の説明を終わり質疑に入りました。

スクールバスと公共交通を重複して運行した場合にかかる経費の計算はされたことがあるかとの問いに、学校統合の検討をする中で試算を出しており、初期費用として、三倉、天方、泉陽全員がバスを使った場合、25人乗りバス5台分、維持経費、運転手給与で10,500千円、トータルで52,500千円と試算している。これはいくつかのパターンを考えた中での一つの例であるとの答弁でした。

これに対する国、県の補てん財源はあるのかとの問いに、学校統合によるスクールバス購入価格の2分の1で上限3,750千円の補助があり、普通交付税における交付税措置6,000千円が毎年基準財政需要額に上乗せされるとの答弁でした。

中学生の通学費は全員無料かとの問いに、25名が対象であり、通学に使用するバス路線はそれぞれ違うが負担なしとなるとの答弁でした。

森中学校入口バス停付近に手押し信号の設置を警察所に要望しているようだが、設置は可能かとの問いに、判断は警察所なので、ここでは返事が出来ないとの答弁でした。

町営バスの運行で自由乗降は可能なのかとの問いに、現法令上は出来ないとの答弁でした。

町営バス運行の予算増の要因と便数を聞きたい、また、秋葉バスへの指導はどうかとの問いに、運転手の1名の経費の増が要因。便数は大河内線9便に4便を加え、13便、吉川線においても3便増となっている。秋葉線の指導だが、子どもたちが使用するということをしつかり伝え、連携を図って取り組んでいきたいとの答弁でした。

準備会では当初、大河内線は直行便という話だったと思うが、変わった経緯を知りたいとの問いに、保護者へのヒアリングによるものではなく、学校教諭と関係部局で協議した結果だと思ふとの答弁でした。

もう少し話し合いがあってしかるべきではないかとの問いに、今後、小学生が通学に利用するので準備会でも十分な話し合いをして行きたいとの答弁でした。

陳情における本当の思いはスクールバスを運行してほしいということだと思います、行政の見解、答弁を聞いても運行は難しいというものでした。

本当に難しいのかとの問いに、持続可能な運行は難しいと言わざるをえないとの答弁でした。

地方交付税への上乗せや学校統合によるスクールバスへの補助もある中でも無理なんですね、また、大河内の子どもは朝便は直通なのに、田能、大久保地区はなぜ一の瀬で乗り換えるのか、どうも解らないがとの問いに、持続可能な交通体系を考えると無理がある、大河内方面は乗り換えの負担軽減を図ることができる、田能方面は秋葉線の乗降客の減少は良くないということになる。今後、年度ごとに見直しを図ることを要望されているので検討するとの答弁でした。

他に質疑はなく、採決の方法を諮ったのち採決に入りました。採決の結果は賛成少数で不採択となりました。

以上が陳情第1号の審査の経過と結果であります。以上、報告を終わります。

議長 (亀澤 進 君) これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (亀澤 進 君) 「質疑なし」と認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (亀澤 進 君) 「討論なし」と認めます。

これから陳情第1号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、不採択です。

したがって、原案について採決します。

陳情第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起 立 少 数)

議 長

(亀 澤 進 君) 起立少数です。

したがって、陳情第1号は、不採択とすることに決定しました。

日程第33、一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

10番、西田彰君。

10番議員

(西 田 彰 君) 10番、西田彰です。私は、通告に従い二問、質問をいたします。

一問目は、学校統廃合で見えた森町の課題であります。泉陽中学校、森中学校の統合が間近になってきました。令和3年4月には三倉小、天方小が森小学校へ統合され、北部地域のあり方が大きく変わろうとしています。関係地域の皆さんの心境は複雑かと思われます。北部地域の活性化への取り組みやコミュニティの維持など、課題は山積でしょう。そのような中で地域公共交通の充実と並行して要望の強いスクールバス運行は町長の言う「住む人も訪れる人も心和らぐ森町」「安全で住みよいまちづくり」につながると思います。そこで伺います。

一、議会では森町地域公共交通計画の見直しを求める要望書を提出していますが、見直しは一部にとどまっています。何が問題なのか、議論の余地はないのでしょうか。

二、学校統廃合が間近に迫る中で子どもたちの足の確保、スクールバス運行の要望書が提出されました。改めて行政の対応を伺います。

三、学校がなくなる中で地域の活性化とコミュニティの構築をどのように具体化させていくのでしょうか。

二問目、マイナンバーカードについて、さまざまなリスクがあるとか、カードを持つメリットがないとかで普及率は上がっていないとみられます。そんな中で国家公務員の取得率は25パーセントに満たないと調査結果が報道されています。こんなに敬遠されているマイナンバーカードですが、国は多額の税金を投入し、進めようとし

ています。国の問題ではありますが伺います。

一、町民の取得率は現在どのような状況でしょうか。

二、役場職員の取得率は現在どのような状況でしょうか。

三、国はこれからも国家公務員、地方公務員に対し、取得させようと通達を出してくることが予想されます。町長として強制はさせないという意思表示を示してほしいものですがいかがでしょうか。

以上、二点について質問いたします。

議 長 (亀澤 進 君) 町長、太田康雄君。

町 長 (太田康雄 君) 西田議員のご質問にお答えいたします。

始めに、「学校統廃合で見た森町の課題」について申し上げます。

議員ご案内のとおり、令和2年4月に泉陽中学校と森中学校の統合を控え、合わせて令和3年4月の三倉小学校及び天方小学校と森小学校の統合を目指し、児童生徒や保護者の不安低減のための取り組みや課題の整理等、現段階でできる準備を進めているところでございます。

一点目の「森町地域公共交通計画の見直し」についてお答えします。

平成27年11月に議会から町営バス事業の見直しに関する要望書が提出され、町の各地区において、広い範囲を運行する町営バスの「見直し計画(案)」について確認をいたしました。実現に際しましては、民間業者との競合、運行経費の大幅な増加といった理由から、要望書のとおり運行させるのは現実的に難しいと考えられると回答させていただきました。その後、要望書の内容も参考にさせていただきながら、森町地域公共交通会議などで議論を進め、議員ご承知のとおり、平成30年3月に「森町地域公共交通計画」を策定し、副題を「公共交通を中心とした移動支援計画」といたしました。また、目標を「誰もが快適に移動でき、安心して暮らせる森町」と定め、森町の実情を踏まえた持続可能な公共交通のあり方を明らかにするとともに、今後の公共共通に関する取組等の方針を示しました。

計画では、実施を検討していく主要な施策・取組について事業の区分を三つに分けて整理をしております。一つ目は公共交通を利用する人を増やす事業、二つ目は公共交通を利用しやすくする事業、三つ目は公共交通の利用が困難な人を支援する事業でございます。

一つ目の公共交通を利用する人を増やす事業につきましては、継続的な施策として「免許返納者への運転経歴証明書交付手数料助成」、「地域や学校などにおける公共交通利用促進に向けた取組」に加え、計画策定後の新たな取り組みとして「町ホームページに総合的公共交通ページの作成」、「広報誌を活用した公共交通のPR」、「利用促進のアイデア募集」に着手しております。

二つ目の公共交通を利用しやすくする事業につきましては、継続的な施策として「児童通学費助成」、「町営バス、民間バスの利便性向上策」について取り組んでおります。

三つ目の公共交通の利用が困難な人を支援する事業につきましては、継続的な施策として「重度障害者へのタクシー利用券交付」、「買い物弱者対策」、「巡回診療時の診療場所への移動支援」に加えて、計画策定後、「ファミリー・サポート・センター事業の利用促進、広報啓発」に着手し、本年度は「森町公共交通利用券助成事業」を開始するなど、計画に沿って、取り組みを進めているところでございます。

また、計画策定後の平成30年9月には、議会から「乗合デマンドタクシー」導入を短期計画で進め、患者バス及び自主運行バスの廃止を含め見直すよう提言書もいただいております。「乗合デマンドタクシー」につきましては、計画の中で公共交通の利用が困難な人を支援する事業として位置づけ、検討を開始する時期を中期としております。

そのため、令和2年度から他自治体の状況や、交通空白地に必要なニーズについて情報収集し、研究を進めて行くよう準備を進めておりますが、導入にあたりましては、現状で以下四点の課題があると認識しております。

一点目が、現在運行している森町病院患者バスや町営バスとは性質が異なり、必ず予約が必要であるとともに、利用の際には、利用者登録が必要になる場合があるということでございます。

二点目が、タクシー事業者が実施する場合、一般乗用旅客自動車運送事業の資格に加え、一般乗合旅客自動車運送事業の資格が必要となり、町が事業を実施しようとする場合に、受託できるタクシー事業者が限定されてしまうということでございます。

三点目が、タクシー事業者が実施する場合、拠点の営業所から遠距離の地区では配車の対応ができない可能性もあり、地区の限定が必要になる場合が考えられます。

四点目が、「乗合デマンドタクシー」が、住民にとってあまりなじみのない公共交通サービスであるため、仕組みや利用方法について、対象地域へ十分な説明が必要になるということでございます。

町といたしましては、現在のところ、以上のような課題を認識しておりますが、「乗合デマンドタクシー」が、森町病院患者バスや町営バスに代わる公共交通機関として運用が可能なのか、また、現在の公共交通空白地域に事業の展開が可能なのか、地域の実情を踏まえ十分に研究していきたいと考えております。

以上、議会からの要望書と提言書を踏まえた、森町の地域公共交通の現状と課題について申し上げましたが、近年、MaaSや自動運転などに代表される革新的技術により、公共交通を取り巻く環境は、大きく変化しつつあります。このような環境の変化を注視しながら、必要に応じて、計画に掲げた実施を検討していく事業や優先順位の見直しについて検討してまいりたいと考えております。

二点目の「スクールバス運行の要望書に対する行政の対応」について申し上げます。

町では、令和元年5月より泉陽中学校と森中学校の統合に向け「学校統合準備会」を設けて、統合によって生じる課題の解消に向けて検討を進めてまいりました。生徒が安心して統合後の森中学校へ通学できるよう検討を行う中で、スクールバスの検討や、三倉地区、

天方地区の公共交通の状況を確認するとともに、町営バスの便数の確保や直行便の設置、自宅から最寄りのバス停まで遠い地区の生徒へのNPOによる送迎サービス等による負担の軽減を検討してまいりました。また、保護者への通学にかかる費用負担については、バス代を全額町が負担するよう制度の見直しをする予定でございます。

このように検討を進めてきた結果、既存の公共交通機関による通学、また、NPOやまゆり三倉による新たな路線の運行で、スクールバスと同等の通学手段として確保できる見通しとなったと考えております。

また、増便を行うことで地域の公共交通が、今まで以上に利便性が向上するのではないかと考えております。

また今後、小学校の統合における通学についての検討では、中学校での検討結果を踏まえ、小学生の通学の安全性を確保するための取り組みを検討してまいりたいと考えております。

このたび三倉小学校PTAの方々から要望をいただいておりますが、小学校の統合に向けて、児童が安心して通学できるよう、また、保護者の不安が少しでも小さくなるよう、地域の皆さまの協力をいただきながら、統合の準備について取り組んでまいりたいと考えております。

三点目の「学校がなくなる中で地域の活性化とコミュニティの構築」についてお答えします。

まず、地域の活性化について申し上げます。北部地域においては、地域活性化につながる様々な活動があり、町は必要に応じて支援をしてまいりました。これまでの、代表的なものを申し上げますと、平成23年度から森町中山間地域農業振興協議会がブランド化を進めている和栗「ポロタン」の栽培、「森町ツーリズム研究会美しい中山間地域でつながる推進部会」による、県の事業を活用した天方産ブルーベリーを原材料とする「ブルーベリービール」の開発、鍛冶島地区に群生する半夏生を観光スポットとして集客している、地元

団体てんぼうの里による「半夏生の里」の整備など、各種メディアにもとりあげられるような活動が進められてきました。

これらの活動に加え、地域活性化の可能性につながる町の新たな事業として、令和2年度、高度無線環境整備推進事業といたしまして、三倉地区、天方地区の光ファイバ未整備地域に対し、整備を実施する事業者へ補助をするための予算を計上させていただいております。これにより、森町内すべての地域で光ファイバによる高速通信が可能となる見込みであり、5GやIoT等による地域の活性化や課題解決の基盤となることが期待されております。また、5Gにつきましても、現在様々な分野での利活用が検討されておりますので、技術動向に注視しながら、三倉地区、天方地区においても、活性化につながる方法を研究してまいりたいと考えております。

また、地域の活性化においては、人の流れも大切であると考えておりますので、「地域おこし協力隊」や「移住コーディネーター」の活動も重要であると認識しております。令和2年度につきましても、地域おこし協力隊2名を委嘱する予定で予算計上をさせていただいております。活動内容といたしまして、1名は、本年度に引き続き森町魅力発信コーディネーターとして、各種メディアやSNSなどを用いた森町の魅力や、森町の特産品であるお茶を活用した活動に、より一層の活躍を期待しております。もう1名は、新たに三倉地区、天方地区で地域おこしの取り組みを行う中山間地活性化コーディネーターとして活動していただくよう準備を進めているところでございます。また、本年度より新たに委嘱をしております「移住コーディネーター」につきましても、移住相談等を積極的に行い、三倉地区、天方地区をはじめとした、森町へ移住を希望される方との仲介役として、本年度に引き続き、さらなる活躍を期待しております。

次に、コミュニティの構築について申し上げます。各地区のコミュニティにつきましても、住民の高齢化等により、今までと同様な活動が困難になりつつある現状であり、まずは現在のコミュニティ

を維持していくことが大切だと考えております。こうした中、町では、高齢化や独居が進み、買い物などの日常生活に支障が生じることが懸念されるため、平成29年度から三倉地区、天方地区において、地域住民が互いに支え合う地域づくりを進めることを目的として、「生活支援体制整備事業」を実施しております。具体的な事業の内容といたしましては、地域における課題やニーズを調査する目的で、平成30年度は天方地区で、本年度は三倉地区におきまして、中学生以上に全員アンケートを実施いたしました。アンケート実施後、結果を踏まえながら、それぞれの地区でワークショップを開催し、地域の幅広い年齢層を対象とした社会活動について話し合いが行われました。その中で、地域住民の結束や高齢者の生きがい及びやりがい等の充足を促すことができるアイデアとともに、幅広い世代との交流が必要であるとの意見が出され、現在、コミュニティ活動の基本となる交流の機会をつくるための活動が進んでいると聞いております。

さらに、議員ご質問の「学校がなくなる中で」という観点から申し上げますと、対象となる三つの小中学校が閉校となった後に、三倉地区、天方地区の活性化やコミュニティの維持・強化につながるような学校の跡地利用を地域の皆さまと一しよに検討してまいりたいと考えております。対象となる三つの学校とも美しい自然環境に恵まれた施設であり、校舎や体育館については、地震の揺れに対する耐震性も備えております。地域の実情にあった跡地における長期的かつ有効な活用方法を、様々な方向から総合的に検討するために、三つの学校跡地を同時に検討していくことが有効であると考えております。令和2年6月議会における条例改正可決後に、まずは、地域住民、地域団体から幅広く意見要望を伺う機会を設け、跡地利用に地域の意思が反映されるように努めてまいります。その後、町職員、地域住民の代表、地域団体の代表等を含めた利活用検討委員会を立ち上げ、地域の皆さまと共に取り組んでいけるよう準備を進め、地域の活性化やコミュニティの維持・強化に寄与できる

ような利活用を検討してまいりたいと考えております。

次に、「マイナンバーカードについて」申し上げます。

国では、令和元年9月3日に内閣官房長官を議長とする「デジタル・ガバメント閣僚会議」を開催し、令和4年度末にほとんどの住民がカードを保有する全体スケジュール、及びマイナンバーカードを健康保険証として利用するための環境整備、また、キャッシュレス決済基盤の構築を目指して、「マイナポイント」を活用した消費活性化策などを示しました。

これにより、公務員等が加入する共済組合は、他の健康保険に先駆けて、令和3年3月から健康保険証としての利用が本格運用されるため、加入する組合員に、令和元年度中のカード取得を勧奨しているところでございます。

町としましても、これからマイナンバーカードの利用業務が拡大し、交付申請の増加が見込まれますので、交付時の混雑を避けるため、職員に対してマイナンバーカードの早期取得を推進しているところであり、併せて、マイナンバーカードの健康保険証利用の本格運用への準備をしているところでございます。

さて、一点目の「町民の取得率の現在の状況について」でございますが、令和2年3月1日現在で、交付申請者は、2,343人、12.7パーセント、交付済者は、1,964人、10.7パーセントとなっております。

二点目の「役場職員の取得率の現在の状況について」でございますが、12月末現在、市町村職員共済組合に加入する、森町の職員数は、森町病院を含め345人であり、マイナンバーカード交付申請者数は65人、取得者数は55人であり、申請率は18.8パーセント、取得率は15.9パーセントでございます。

三点目の「強制はさせないという意思表示について」でございますが、マイナンバーカードの取得は、あくまでも職員個人の判断であり、先に申し上げた理由により、早期取得について、可能な限りのご協力をお願いしているところであり、町として強制するもので

はございません。

議員ご指摘のように、カードの取得はリスクが高い、取得のメリットがないという認識の方も、町民の中には少なからずいらっしゃると思いますので、カードの安全性や活用方法について、今後も広報・啓発をしてみたいと考えております。

以上、申し上げまして答弁といたします。

議長 (亀澤 進 君) ここで休憩します。

(午後 2時09分 ~ 午後 2時20分 休憩)

議長 (亀澤 進 君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

10番、西田彰君。

10番議員 (西田 彰 君) それでは、再質問させていただきます。まず最初の、地域公共交通計画は、この見直しを議会に出しているのですが、なかなかその見直しが、計画に沿ってやるということなので、短期・中期・長期というような形になっているという中で、例えばデマンドタクシーの運行というものは、先ほども答弁の中にありましたけども、まずこのデマンドタクシーというものは住民に馴染みがない、それからいろいろな、それを運行させるためには、新たな資格・許可が必要、また患者秋葉バスとの競合ということもあるという中で、やっぱり一番のネックというか、今までの行政側の話聞く中で、秋葉バスというものが一番のネックになっているのかなと、また、中期でやろうとしているデマンドタクシー、これは令和2年から検討を始めていくということですが、それこそ、住民に馴染みがないからこそ、早く試験的に運行していかなければ、いつまでたってもこのデマンドタクシーというのは運行できない。また検証もできない。森町にとって効果があるのかないのか、そういう検証もできない。なぜ、試験的でもいいので、運行をしてみないかと思うのですが、いかがでしょうか。

議長 (亀澤 進 君) 佐藤企画財政課長。

企画財政課長 (佐藤 嘉彦 君) 企画財政課長です。ただいまのご質問でございます。秋葉バスが一つネックになっているのではないかと

ご質問と、あともう一つは、デマンドタクシーについてはできるだけ早期に、馴染みがないからこそ早く取り組むべきではないかというご質問かと思っております。まず、秋葉バスにつきましては、広域移動手段として、袋井、森町、それから浜松を結ぶ、広域的に行政区をまたぐ交通手段ということで、地域公共交通の要であると考えているところであります。特に、要望等もいただく中で、こちらの方で整理をさせていただいております。まずはやはり公共交通というものについては、広域移動手段の確保というのが大前提であると考えているところでございます。例えば、現在町におきましては、人口減少等に対して様々な取り組み、施策等を行っているわけですが、それと合わせて人口減少化した後の社会、それも考えて進めていかなければいけないというところで、例えば、例としては建設課の方で現在策定をしております、立地適正化計画、それにつきましては、やはり人口減少化でも耐えうるようなまちづくりの構想といったようなところで取り組んでいるというところでございます。人口減少化した後に、地域、自治体というものを考えてみると、やはりそれぞれの行政のフルセット主義、それはもう限界にきているのではないかと、むしろ広域で行政サービスを受けるという時代が必ず来るのではないかと考えております。そういった時代に、やはり広域ネットワークというものは必要でありまして、それを今ここで、広域ネットワークを寸断していいのか、その判断ではなかなか難しいのかなと考えているところでございます。

それからもう一点の、デマンドタクシーも馴染みがないので、ということですが、これにつきましては一昨年ですか、既にデマンドタクシーを導入している市の方へ担当が聞き取りを行っております。その復命を少し見させていただいたのですが、やはり、今ご指摘のとおり敷居が高いと、特にタクシーというのが、特に高齢者にとって敷居が高いという意識がある、そこを払拭するのに、だいぶ地元の説明会等を開催して、PRに努めたけれども、なかなか定着するのに時間がかかったということを聞いておりますので、その

点につきましては、議員ご指摘のとおりかと思っているところでございますが、町ではそれに先立ちまして、短期の目標ということでバス・タクシーの利用券の助成という事業を行っているところでございます。これにつきましては、基本的には交通利用券等を買っていただいて、その後にお金をキャッシュバックするという制度で、制度設計をさせていただきまして、現在取り組んでいるところでございます。なぜこれに取り組んだかという理由の一つとして、やはり先ほど申しましたように、タクシー等が敷居が高いと、そこを少しでも払拭したい、具体的に使ってみていただいて、こんな便利なんだねというところを実感してもらいたい、そのために公共交通利用券と、こちらが発行したという経緯もございますので、まずは短期目標として位置づけました公共交通利用券の助成事業、これを通して少しでも次に繋がるデマンドタクシー、こちらのPR、啓発も兼ねたということでご理解をいただければと考えているところでございます。以上です。

議 長
10番議員

(亀澤 進 君) 10番、西田彰君。
(西田 彰 君) デマンドタクシーに関しては、短期だろうが中期だろうが長期だろうが、この今の答弁では実現できないと捉えるしかありません。また、やはり公共交通利用券というものを発行したところで、今の例えば大久保、田能の皆さん、一の瀬まで出なければとにかく乗れない、その券が使えない。これはそれこそ弱者、子どもたちもそう、お年寄りもそう、共通する問題ですよ。券だけ発行すれば乗ってくれるのではないかというのは、少し間違っているのではないかなと思います。とにかくそこまで行く足がないのですから、そこをやっぱりちょっと履き違えますと、非常に、やっていますよというのはあっても、利用がされないと考えます。

また秋葉バスに関しては、浜松の方が今600万ぐらい、この秋葉バスの運行について出しているわけですが、森町が、他の路線もあるものですから二千万、そういった中で特に、春野に行くのは高校生が利用するという中で、今一部の議員とも話をする中で、浜松の

受ける恩恵はかなり大きいのではないかと、そういった中で浜松との交渉、この秋葉バスの運行に対するそういったものが、町として今までどのように交渉をしてきたか、どのように、秋葉バスの運行を継続させなければいけないかという中で、森町が果たす役割、それを軽減できるような、そういった話合いがされてきたのか、その辺はいかがでしょうか。

議 長
企画財政
課 長

(亀澤 進 君) 佐藤企画財政課長。

(佐藤 嘉彦 君) 企画財政課長です。最初のご質問ですが、交通利用助成券ではバス停までの足の確保が担保できないのではないかとご質問かと思いますが、この公共交通利用券でありますけれども、町営バス、それから天浜線の他にタクシークーポンに対しても助成をしているということで、実際の実績を確認しましても、天浜線と並んで、タクシーの利用をするためのクーポン券をご購入いただいているという実績があるということでございますので、バス停までなかなか、自宅からバス停まで距離が遠いという場合には、そういったタクシー利用の際の一助としても公共交通利用券は使えるということを申し上げたいと思っております。

それから秋葉バスについて、確かにご指摘のとおり、春野高校生が利用されているという実態がございます。町として、秋葉バスの負担が少しでも軽減されるような交渉をしてきたかというご質問でございますが、これについては数年前の話になりますけれども、実は浜松市の方から、終点の変更をさせていただきたいということで、9キロほど終点を短くしたいというお話がございました。それについては県が間に入りまして、浜松市の提案について調整が始まったと聞いておりますが、終点を短くするというたったそれだけの提案でございますが、実は浜松それから森町、袋井の沿線市町だけが影響を受けるということではなくて、秋葉バスサービスに対して補助しているすべての市町、ですので今言った二市一町の他に磐田市、それから掛川市、そういったところの協議も必要であるということでございます。それはなぜかということ、キロ当たり経常経費、これ

が民間のバス会社へ補助する時の算出の基礎になっている数字がございます。キロ当たり経常経費、これについて個別のバス路線ごとにキロ当たり経常経費を算出するのではなく、秋葉バスサービス全体の路線の平均を使うということで、そのキロ当たり経常経費というのがすべて、どの路線においてもそれを、数字を使用するということから距離が短くなるということで、沿線市町だけではなくて、他の秋葉バスへ補助を出している市に対しても影響が及んでしまうということからさまざま、県の方で試算を行いました。その結果、年度によって、また市町によって負担額、補助額が増えたり減ったりという状況がございまして、結果において三年間程度県が間に入って調整を行いました。結論としては、その終点を短縮するという案は見送られた、そういった経緯がございます。そういう意味で、なかなかルートの変更だとか、そういったものについては非常に困難だということ、少しお分かりいただければと考えているところでございます。また秋葉線につきましては、国庫補助金をいただいている路線ということでございます。協調補助ですので、国庫補助金と県費補助金の両方をいただいているということでございすけれども、やはり国庫補助の対象になれるように、県それから沿線市町がそれぞれ創意工夫して取り組んでいるということでございすので、この点につきまして、ご理解をお願いをしたいと思います。以上です。

議長

(亀澤 進 君) 10番、西田彰君。

10番議員

(西田 彰 君) そこを質問していますと時間が無くなってしまいますので、二番目の学校統廃合、いろいろ今度の予算においても対応してるよというわけですけれども、手短にもう一度、ちょっとおさらいみたいになりますけれども、田能、大河内、吉川、それとその沿線にいる子どもたち、またおそらく混合乗車というのは考えていないのかなと思いますけれども、もう一度ちょっとトントントンと手短に説明していただきたい。

議長

(亀澤 進 君) 町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄君) もう少し質問の内容をはっきりしてください。

議長 (亀澤進君) 10番、西田彰君。

10番議員 (西田彰君) ですから大河内の関係の線、大河内の線と田能・大久保の線、そして学校に来るまでの車の運行状況、運行をこういうふうにするという、もう一度おさらいのようになりますけれども、こうします、田能はこうします、大河内はこうします、吉川線はこうします、途中で子どもたちは乗り換えないのか、完全に乗り換えずに来るのか、そして一般の方はどうなのか、それをちょっと簡単に。田能大久保の子どもたちはこうだよと、さっきも予算の中にまた補正組むって、来るっていうもんでさ、森林組合に。

議長 (亀澤進君) 町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄君) それはまだここでは言えないところです。当初予算の範囲で、補正を加えないで。

議長 (亀澤進君) 佐藤企画財政課長。

企画財政課長 (佐藤嘉彦君) 企画財政課長です。それでは当初予算に上程している予算の範囲内ということでお答えをしたいと考えております。まず中学生についてでございます。行きについては、天方地区の子どもたちにつきましては、吉川線及び秋葉線ということで、森中学校入口まで直通になっております。そして三倉地区につきましては、大河内線が森林組合まで来ます。そこからはノンストップで森中学校入口まで行く。NPOやまゆり三倉さんの提案のルートによれば、田能入口から一の瀬までルートがありますので、ここで降りてそこから森林組合まで行っていただくということになっております。そして帰りにつきましては、基本的には秋葉線で森林組合まで、三倉地区の生徒の場合には森林組合まで行っていただく。そこから大河内線に乗り換えて、大河内筋の生徒さんにつきましては自宅まで、自宅というか大河内線に乗っていただくということになります。小学生につきましては、基本的には来年、令和2年4月というのが中学校の統合ということでございますので、基本的には小

学校の足については当初予算においては特段変更というものはしておりませんが、NPO法人のやまゆり三倉さんの方からの提案による、田能から一の瀬の夢街道線、こちらには小学生も乗車ができるということで、こちらを利用していただくという形になっております。以上です。

議長
10番議員

(亀澤 進 君) 10番、西田彰君。
(西田 彰 君) 個々の対応はちょっと飲み込めなくて、頭悪いんで申し訳ない、そういった中でどっちにしてもスクールバス専用というものはできないという判断でいいわけですよ。昨日も托治議員がノーカーデーというような話をされました。遠くから来る職員は車で来るのはやむを得ないねというようなことを言っておりましたけども、しかし子どもたちね、1年生はもう三倉からここまで来なければいけない、バスに乗ってくるわけですけども、職員はもしノーカーデーをしても奥の方がいいんじゃないの、なんて話をしましたが、実際子どもたちが毎日学校へ通うとなるとね、なかなかこれは大変な負担、体力で負担もあるでしょう、そういうことも考えてきますとね、本当に楽に、楽にというとおかしいですけど、負担の軽い通学方法というものが、考えなければいけないと思っております。そういった中で、やはりその行政の対応というものが少しずつ変わってくる、住民の本当の願いというものを前向きに捉えていけば、先ほども反対討論の中で言いましたけども、そういったものがしっかり話し合いをされた中で、こういったことが進んでこれば、もうちょっと小手先の改良ではなくて、いけたのではないかと考えておりますが、それは今ここに来て、これからの専用スクールバスというものがどうなっていくことか分かりませんが、早め早めの対応というものが必要なと思っております。それから学校がなくなるという中で、地域の活性化、いろいろ地域で話し合いをしたり、ブランド開発をしたりというお話もありました。そして光通信も通すんだよというようなこと、それから地域おこし協力隊、移住・定住コーディネーターというものも取り組みを進めてもらいた

いということではありますが、この中で三倉地区、天方地区を何とかしたいという中で、やっぱり学校がなくなると地域のコミュニティの一角が崩れるというような声も、この地域おこし協力隊の中からも出ているようであります。そういった中で町が本当にこの北部地域をどうするかと、どうやって活性化をしていくかというところが少し、あまり見えないという気もします。ブルーベリーにしても栗にしても、地域の皆さんが一生懸命やってくれている中で、なんとか地域を保っていきたい、再生していきたいという思いで頑張っている中で、行政がどれだけここに対して支援をしていくかということになると、やっぱり少し足りないのではないかと思うわけですが、特にこれに関わるのが、産業課であり、移住定住の課の皆さんだと思いますが、その辺の対応というか、そういった協力体制というのが、もう少し密にできるような方策というものはないのでしょうか。担当課にお聞きします。

議長
産業課長

(亀澤 進 君) 長野産業課長。

(長野 了 君) 産業課長です。西田議員の再質問にお答えします。中山間地域の活性化ということでございます。今ご発言がありましたように、産業課と致しましては、答弁の中にもありましたように、特産物なり、新しいお茶に代わる特産物なり、後はグリーンツーリズム、ツーリズム研究会を通じた支援であったり、いろいろなさまざまな活動に対して、一回県にお金がいって県からまたお金がいくというような、財政的にはそういった支援はしております。また、人としても必ず、会議があれば、役場の職員、担当の係が出て行って、イベント等があれば、その係なり、はたまた管理職もできるだけ顔を出すということで、他の商工観光系のイベント等もあるので、かち合えばなかなか顔を出せない部分はありますけども、そういった会合には担当係が話を聞きに行って、役場としてできること、また地域としてやっていただくことを整理しながら進めているところでございます。産業という面に関しては、今議会でも条例等が出ましたけれども、森林環境譲与税ということで、林業の

活性化については、その森林の持つ公益的機能について、国の方もその重要性を鑑みて、そういった大きな政策を打ってきております。そういった財源もあるということもあり、今、山の方に関しては、やはり林業の活性化ということが今後10年20年30年のキーワードになるのではないかと、自分としては考えております。ですので、そういったことを通じて、産業としてやっぱり元気になって、その分そこに住んでいる方々が少しでも幸せを感じられる、そういったところも大事ではないかなと考えております。今後ともそういった活動に対して、役場として、行政としてできること、いろいろなきめ細かなこと、または大胆にできる時は新たな事業を創出して、今後とも推進していくと考えております。以上です。

議長
定住推進
課長

(亀澤 進 君) 村松定住推進課長。
(村松 達雄 君) 定住推進課長です。今の活動におきましても、移住コーディネーターの岩瀬氏が地域おこし協力隊の時代から天方地区等に入りまして、いろいろイベントをやったり、あるいはマウンテンバイクの事業ということで、そういったことに関わっております。それからの産業課との連携につきましては、ぷぶふの日というのがございますが、その委員会の方にうちの方の職員も出させていただいて、いろいろ情報交換をしたり、来年度につきましては今計画中にはありますが、できるだけそういった期間を使って、移住者への空き家の紹介とかということも考えたらどうかということを検討をしております。それから地域おこし協力隊、もう1名については今度は三倉、天方地区の中山間の活性化コーディネーターということで、実際に三倉天方地区の中に住みまして、地域と一緒に活性化をお願いするということで活動計画しておりますので、ご理解いただきたいと思います。以上です。

議長
10番議員

(亀澤 進 君) 10番、西田彰君。
(西田 彰 君) それこそ学校施設があることと、その地域のコミュニティの結びつきというものは非常に必要だということが、全国的にも学校統廃合が進む中でそういった取り組みがされて

います。

時間がありませんが、学校教育課にお聞きします。やっぱりその対応の一番重要なところは、学校教育課、学校の統廃合、また足の確保というものが、もちろん企画との連携もあるでしょうけども、学校教育課として子どもたちが本当に安心安全で通っていけると、こうしたら安心安全で通えるんだよと、親御さんにも心配かけないよという体制というのは、この今回、いろいろ町が予算化していることに対して、これで本当に十分ではないと言われるかもしれませんが、ほぼこれでとにかくやりたいということで進むということではないのですか。

議 長
学校教育
課 長

(亀澤 進 君) 塩澤学校教育課長。

(塩澤由記弥 君) 学校教育課長です。先ほどの説明でもさせていただきましたように、中学校につきましては、統合準備会の中で安心と言いますか、学校までしっかり送り届けるということで検討の方を進めてきております。地域の皆さまからご意見等いただいておりますけれども、小学校につきまして、また中学校とは違う年齢層の子どもを通学にするということなので、また新たな視点と言いますか、子どもたちを安心安全という目からしますと、ご心配いただいているのは通学中に距離が長くなる、通学の時間が延びることから、その通学中の、何かアクシデントに対して対応ができるかどうかというのをやはり皆さまご心配をされております。なので小学校におきまして、通学においての見守りということを観点に、例えば通学費の支援員であるとか、そういった対応について小学校の検討会の中で検討してまいりたいと考えております。

議 長
10番議員

(亀澤 進 君) 10番、西田彰君。

(西田 彰 君) 小学校の統合に関して、準備会というのは何回くらい開く予定でおられるんですか。

議 長
学校教育
課 長

(亀澤 進 君) 塩澤学校教育課長。

(塩澤由記弥 君) 学校教育課長です。ただいまのご質問ですが、年度が替わりまして各組織の新しい役員が決まりました

ら、それぞれの関係、学校の組織、PTAの組織、地域の組織の皆さまを集めまして、5月から始めさせていただきたいと思います。中学校の統合準備会を参考と言いますか、まず土台として検討してまいりたいと思っていますので、予定では6回を予定しております。以上です。

議長 (亀澤 進 君) 10番、西田彰君。

10番議員 (西田 彰 君) 時間がありません。最後に町長に、幼稚園から一年生に上がる、楽しみで学校に行くという子どもが、令和3年には三倉から通ってくるということで、どういった通学になるのか、そういったものは動き出してみないとなかなか分からないわけですけれども、町長、三倉からバスでしばらく通ってみるという思いはありませんか。

議長 (亀澤 進 君) 町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄 君) どういう意味のあるご質問かよく分かりませんが、私が三倉からバスに乗って通うという必要があるならばそういたしますけれども、それによって保護者の皆さんの不安が解消できるかといえ、そうではないと思いますので、どういう効果があるのか、ご質問の真意を計りかねますけれども、そういうことをする必要はあるとは今、私は考えてはおりません。

10番議員 (西田 彰 君) 終わります。

議長 (亀澤 進 君) 次に、12番、山本俊康君。

12番議員 (山本俊康 君) 12番、山本でございます。議長のお許しをいただきましたので、先に通告をさせていただきました、災害に強いまちづくりについて、及び企業誘致に積極的な取り組みについて、町長にお伺いをいたします。

過日行われた町長選において、無投票で再選をされました。町長、まずお慶びを申し上げます。二期目に向けて、これまで取り組んできた様々な施策をさらに展開、森町の豊かな自然や、連綿と継承されている歴史・伝統文化、人々の安定した暮らしを守り、今後も自立した活力あるまちを維持し、だれもが幸せを感じながら進み続け

られる森町を目指して、人・自然・歴史を次世代につなぐ「五つの取り組み」に沿って力強く、大胆に各事業を実施していくと、所信を伺いました。その「五つの取り組み」として、一つ「助け合い、ふれあう健やかなまちづくり」、二つ目「安全で住みよいまちづくり」、三番目「人の交流で賑わうまちづくり」、四番目「活気に満ちた、活力あるまちづくり」、五番目「自然を守り、歴史に学ぶまちづくり」、二期目に向けて、力強く、大胆に取り組むとのことで、大いに期待をさせていただきます。

そこで町長に、二期目に向けた「五つの取り組み」の一つ「安全で住みよいまちづくり」を実現するために、森町の立地条件を生かした、災害に強いまちづくりを実現することが必要だと考えます。地球温暖化による異常気象が、近年大きな問題となっています。また、地震も各地で発生し、大変心配でもあります。台風の発生数及び上陸数が、以前に比べ倍増しており、短時間雨量は記録的な状況であります。そこで、災害に強いまちづくりを進めるために、次のことを町長に伺います。

まず最初に、洪水対策について伺います。国が洪水対策として、洪水時にダムの緊急放流も進めています。それよりもダムの事前放流を今、国が進めようとしております。その機能がない場合、改善の支援を国がすると報道がありました。今国会でも、予算委員会で質問をされている方もございました。太田川ダムはこの機能がありません。濁水対策も大きな問題でもあります。この二つの問題解決に濁水バイパスを要望し、洪水対策の積極的な取り組みが必要だと考えますがいかがでしょうか。

二つ目に、排水路の対策について伺います。国が近年災害対策として、「防災・減災・国土強じん化」対策が進められており、県において太田川ダムの対策も積極的に行われています。一方、町内会や農業関係、特にレタス生産者から、排水対策を改善していただきたいという要望を伺っています。短時間雨量は甚大で、排水能力が追いつかず、災害が心配されています。その現状と改善策について、

伺います。

三つ目に、この災害に強いまちづくりは、町民の生命・財産を守り、安心して住むことができ、人口減少対策に、多いにつながると考えます。計画的な災害対策のために、繰越金を利用した対策を提案をさせていただきます。まず、繰越金の考え方をお聞きをし、排水路の整備、浚渫等その対策に繰越金の計画的な利用ができないか、伺います。

次に企業誘致について伺います。新東名が開通し、このポテンシャルを生かすことが、最大の課題であると考えます。県で進める、内陸のフロンティア推進事業は、平成29年に5年延長され、その期限が迫っています。

自動走行や、運送業の政策が大きく変わりつつあり、通行量の現状を把握し、日本の中心でもある立地条件を生かし、災害に強いまちづくりと同様、企業誘致は町として取り組むべき最大の課題であると考えます。今こそ積極的な取り組みが課題であると考え、次のことを伺います。

始めに、内陸のフロンティア推進事業の期限に向けてどのように取り組むか、お伺いをさせていただきます。

二つ目に、内陸のフロンティア推進事業による、強い対策、権限とも言えると思いますが、その権限みたいなものが、見られないな、使われていないなと思うわけですが、企業誘致に向けた県への働きかけが、対策が必要と考えますが、いかがでしょうか。

三つ目に、企業誘致は最大の課題と捉え、積極的な取り組みを進めるためのスタッフが必要であると考えますが、いかがでしょうか。以上のことについて、町長にお伺いをさせていただきます。

議 長
町 長

(亀澤 進 君) 町長、太田康雄君。

(太田康雄 君) 山本議員のご質問にお答えいたします。

始めに、「災害に強いまちづくりを」について申し上げます。

議員ご指摘のとおり、平成30年7月に発生した西日本を中心とした記録的な豪雨や、昨年東日本に甚大な被害をもたらした台風19号

など、近年の気候変動の影響と見られる異常豪雨や、想定を上まわる強い勢力の台風が頻発し、毎年各地で甚大な被害がもたらされております。

一点目の「洪水対策」についてでございますが、ただいま申し上げましたとおり、異常気象による水害が頻発する中、昨年12月に「既存ダムの洪水調節機能強化に向けた基本方針」が国により策定されました。基本方針では、「治水協定の締結」、「河川管理者とダム管理者との間の情報網の整備」、「事前放流等に関するガイドラインの整備と操作規定等への反映」、「工程表の作成」、「予測精度向上等に向けた技術・システム開発」の5つの施策が示されております。今後、国では、施策の速やかな実行のため、まず、直轄河川に対し、ガイドラインや標準的な工程表について検討を進めた上で、都道府県に対し周知を図ることとしており、これを受けて県でも今後、取組が進められていくものと考えております。

さて、議員ご提案の「太田川ダムの事前放流機能としての濁水バイパス整備に関する要望」についてでございますが、昨年11月の新聞報道では「事前放流設備の無いダム施設の改修工事や事前放流により利水関係者に損失が生じた場合の補償制度などの支援を国で検討する」旨の記事が掲載されておりましたが、先ほど申し上げましたとおり、国では現在、基本方針の実施について、事前放流に関する事項を含め検討を進めているところであり、現段階では国の具体的な支援内容が示されているわけではありません。

町といたしましては、今後の国の動向などを注視し、ご提案の濁水バイパスの要望も含め、県に対し必要な対策について状況を見ながら要望すると同時に、緊急時の関係機関との連絡体制強化や迅速で適切な避難誘導の確立等、ソフト面での対策をより強化することで減災につなげてまいりたいと考えております。

二点目の「排水路の対策」について申し上げます。

昨年9月にJA遠州中央レタス部会より、準用河川新堀川の浚渫についての要望書が提出されましたが、その内容といたしましては、

「豪雨時に新堀川の増水により、レタスの圃場の排水が悪化することで、根いたみなどが発生し生産に悪影響を及ぼすことが懸念される」との趣旨でございました。所管課において、当該要望箇所の現地調査を実施いたしましたところ、現地は、堆積土砂や雑木の繁茂が顕著であり、河川の流れが阻害されている状況を確認いたしました。

このような状況を踏まえまして、早期に必要な措置を講じ、通水断面を確保する必要があると考え、令和2年度当初予算に新堀川の土砂の浚渫と雑木の伐採に要する経費を計上させていただいたところでございます。

新堀川以外にも、一宮地区の普通河川^{こがわ}小川の浚渫など、町内会等からの排水路の整備や土砂の浚渫のご要望についても新年度に対応させていただきます。

今後も、町が管理する河川、水路について、豪雨時や豪雨後の状況を適時確認し、不具合が確認された箇所については、原因や改善策などの検討、措置を行い、適切に対応してまいりたいと考えております。

三点目の「繰越金の利用による計画的な災害対策が出来ないか」について申し上げます。

まず繰越金の考え方でございますが、繰越金の発生につきましては、歳入見積である予算を上回る収入となった場合、この予算額を上回る収入が歳入剰余金として繰越金の財源となるものと、歳出における経費節減等による執行残として繰越金の財源となるものがございます。繰越金は、この両要因により決算時に結果として生じるものでございますので、計画的に繰越金を確保することは困難であると考えております。

近年では、繰越金が高額となることがありますが、これは、予算編成時に依存財源であります譲与税や交付金、地方交付税等について、歳入欠損が生じることがないように、より確実的な見積もりとされていることから、結果として歳入剰余金が生じているものでござい

ます。

また、生じました繰越金でございますが、当初予算に計上している額に加え、災害の発生等に対応するための財源や、森町病院の経営状況を見ながらの経営支援としての繰出金の財源、その他緊急を要する事業等への一般財源として、繰越金を財源として使わせていただいております。

こうした点を踏まえますと、排水路の整備、浚渫等を計画的に行うための財源として、あらかじめ繰越金を見込むことは困難であり、各町内会等の要望に対応する予算が不足した場合など、年度途中の状況を勘案しながら補正予算で対応しておりますので、今後もうこうした対応をしていくことが現実的であると考えております。

しかし、近年多発している局地的な豪雨や、大型の台風による洪水などの災害を事前に防止する対策は、大変重要なことでもあります。流下能力の低下が認められる河川の浚渫等は、小規模な水路につきましても、通常の維持管理の予算で必要な対応を行い、事業規模が大きく、万が一氾濫すると人家などへ大きな被害が生じるような、維持管理上特に重要な河川の浚渫等につきましても、新たに創設されました「緊急浚渫推進事業」等を活用し、事業採択時における個別計画に位置付けたうえで、計画的に必要な対策を講じてまいります。

町といたしましては、このように、災害が発生する前に計画的に防災・減災対策に取り組むことにより、安全で住みよいまちづくりにつなげてまいりたいと考えております。

次に、「企業誘致に積極的な取り組みを」について申し上げます。

一点目の「内陸フロンティア推進事業の期限に向けての取り組み」でございますが、静岡県における防災・減災対策と地域成長の両立を目指す「内陸フロンティア」構想のもと、森町では、平成26年10月に、町内三つの推進区域の指定を受け、取り組んでまいりました。現在は、この三つの推進区域については、県において事業完了区域として評価されております。

さて、議員ご案内のとおり、「内陸のフロンティアを拓く取り組み」につきましては、平成30年度から第2期を迎え「ふじのくにのフロンティアを拓く取り組み」に名称を変更した上で、県と各市町が一体となって取り組んでいるところでございます。第2期では、本格的な人口減少社会への突入や、少子高齢社会の到来、県境を越えた連携を支える基盤の充実を背景とし、第1期で認定された拠点を連携・補完し合いながら、革新的技術を活用し、地域課題を解決する推進エリアを形成するものとなっております。第2期における推進エリアの認定状況でございますが、令和2年3月現在、県内では御殿場市と川根本町の2か所でエリア認定を受けております。それぞれのエリアについて、参考にご説明申し上げます。

御殿場市におきましては、持続可能なエネルギー利用と低炭素社会を実現しながら、地域経済の好循環を目指す「エコガーデンシティ」構想実現のための先導的モデルエリアを目指す姿として、「御殿場『エコガーデンシティ』産業立地促進エリア」の認定を受けております。企業間を循環走行する燃料電池バスの導入や、エリア内のエネルギー循環の最適化、エリア全体の景観保全などを実現し、地域経済の活性化につなげる取り組みを進めております。

川根本町におきましては、ICTインフラやIoTを活用した新たな産業やにぎわいを創出し、町民が個性豊かに「学び」「働き」「暮らす」ことができる魅力ある地域を目指す姿として、「ICT・IoTによる新産業創出推進エリア」の認定を受けております。新たな就労環境の創出や新規雇用、人材育成、農業の成長産業化などの取り組みを進めております。

また、第2期における推進エリアの認定につきましては、推進エリア内にて実施する事業において、令和元年度から4年以内に確実な事業着手が見込まれることが認定の条件となっております。

町といたしましては、県内の状況を見ながら、革新的技術を用いて、町の実情にあった地域課題を解決できる具体的な事業について、民間のアイデア、ノウハウ等を活用することも含めて、推進エリア

の形成について研究してまいりたいと考えております。

二点目の「企業誘致に向けた県への働きかけが必要では」についてでございますが、まず、令和2年度県当初予算におけるふじのくにフロンティアを拓く取組の推進に関して、市町に対する新しい助成メニューをご説明申し上げます。第2期における推進エリアの認定に必要な、革新的技術を使った地域課題の解決を図るための助成メニューが、推進エリア形成計画策定費助成の中で「計画策定のための実証実験を含む調査費」として新規に認められております。これにより推進エリアの形成に向かって、市町が新しく事業を考える際のきっかけになると考えられます。こうした県の新しい助成メニュー活用の可能性も踏まえ、第2期における推進エリア形成について研究してまいります。

これに加え、東京を始めとする首都圏の企業動向を探るため、県東京事務所との密な情報共有が必要であると考えます。町の情報を積極的に発信するとともに、迅速な情報収集に努めたいと考えております。

また、実際の企業誘致活動におきましては、スピード感が必要とされる一方で、様々な法制度や許認可に基づく、県の担当部局との調整も求められます。フロンティア地域において、企業進出案件が具体的になってきましたら、県と市町が一体となって取り組んで行くことが必須となります。そのため、県のフロンティア担当部局には、県の各担当部局への積極的な働きかけと、迅速なとりまとめを要望するとともに、進出企業や市町の視点に立った柔軟な対応について働きかけをしてまいりたいと考えております。

三点目の「積極的な取り組みをする為のスタッフ」についてでございますが、現在、企業誘致担当といたしましては、専任ではございませんが、産業課商工観光係に1名が配属されております。

企業誘致を進める際には、様々な課及び係の連携が必要となります。議員ご案内のふじのくにのフロンティアの関係であれば企画財政課企画係、土地利用関係であれば建設課都市計画係、農地関係で

あれば産業課農政係など様々な担当が必要な業務を推進しております。町の職員の人数は限られておりますが、少数で連携がとれる森町の特性を活かし、今後とも取り組みを推進するとともに、最近、新東名森掛川インターチェンジ周辺に関する相談が多くなっていることへの迅速な対応が必要であることから、来年度は産業課商工観光係を1名増員し、体制を強化いたします。さらには、一点目でご説明申し上げた御殿場市や川根本町などのように、推進エリアにおける事業のおおむねの姿が見えてくるなど、進展がございましたら、新たな推進体制についても検討してまいりたいと考えております。

以上、申し上げまして答弁とさせていただきます。

議 長
12番議員

(亀澤 進 君) 12番、山本俊康君。

(山本俊康君) それぞれご説明をいただきました。上の方から順番に、再度質問をさせていただきます。

まず、災害に強いまちづくりという中で、洪水対策についてということで、質問を最初させていただきましたが、今私たちの太田川については、ダムがあり、洪水調整をさせていただいております。その洪水調整の今までの実績であります。平成21年に供用開始となった太田川ダム、それ以降ずっと洪水調整を年度年度、いろんな台風、前線等々の中で実績として残っています。調べさせていただきましたが、もうすでに14回洪水調整をさせていただいております。特にその中で降雨量、そして流入量、そして放流量が多かったのは、平成26年10月5日の台風18号でありました。24時間の最大の雨量は346.6ミリ、最大時間雨量は68.3ミリ、ダムへ注がれる最大の流入量は毎秒144.37立米でありました。それをダムで堰き止めて、下に放流をしていく放流量は、61.87毎秒立米でありました。こうした洪水調整をずっとさせていただいてるわけですが、町長どうでしょうかね、せっかくダムの洪水調整をさせていただいて、災害対策をさせていただいてる、こういうことを広く皆さん方にPRをして、安心な、要するに太田川、町の中心を流れる太田川については、安心して住めるんですよということも、こういうものを利用した中でPR

をしていただければ、さらに安心を皆さん方に持っていただけるのではないかと思いますので、ぜひそうした洪水調整のものもご利用をいただいてPR、そして私も常にどれくらい雨が降ったのか、どれくらい流入量があるのか、また放流しているのか、それを県のホームページの太田川ダムの中のサイポスを見ると、すべて分かるわけです。10分おき、または1時間おきにいろいろすべてデータが出ますので、こうしたものも皆さん方に、自分たちのところでどれくらい雨が降っているのかということも含めてPRする意味で、このサイポスもご利用いただけるように、PRをしていただけたらありがたいなと思っております。それでダムの洪水の関係ですが、緊急放流も去年、隣の神奈川県城山ダムでも行われました。うちの方のダムを調べたわけですが、緊急放流はできない、要するにいっぱいになればただこぼれるだけだというダムになっているわけですが、国の方で進めている事前放流、これも一つの大きな効果があると思っておりますが、私たちのダムはそれができないということも調べさせていただいて分かりました。そしてもし仮に事前放流ができるダムとした場合に、ある程度水を抜いた中に、大量の洪水が入って濁ったものがすべて溜まってしまふ、貯水がすべて濁ると、しばらく濁水が影響してしまふということが懸念をされます。ですから提案をさせていただいてるのは、濁水バイパスを利用して、大降りをした時の洪水は、早くバイパスで下に放流をする。そして、ある程度濁りが取れた中でダムに貯め込む、ということをして、一時的なことをすれば事前放流と同じような効果が出るんじゃないかなと思っております。そうした二つの濁水で困っているダム、洪水対策を兼ねたこの方法を県にお願いし、県から国にそうした支援をお願いして、いち早く手を上げてこういう事業をやりたいということで取り組む、やはりスピード感があり、なおかつ要望に沿うものだと思いますので、そんな働き方を町から県にぜひお願いをしたいと思っておりますが、今そのことだけ二点だけちょっとお願いしたいと思っております。

議 長 (亀澤 進 君) 町長、太田康雄君。

町 長

(太田康雄 君) ただいま山本議員から太田川ダムが果たしている洪水調整について、もっと町民だけでなく広くPRして、森町が安全であるということを広報したらどうかというご提案でございます。どのような機会を捉えて、どのような対象の方にPRをしていくかということについては、いろいろなやり方があるかと思っておりますので、そのことも、現に太田川ダムが洪水調整の機能発揮しているということでございますので、そのことについては機会を捉えて広報をしてまいりたいと思っておりますし、また、太田川ダムを管理してまます袋井土木でも、そのことについて広報を行っておりますので、協調して取り組んでいけたらと思っております。またサイポスによる雨量の状況等も、これは町が確認をして、皆さんにお知らせするというのも一つであろうかと思っておりますが、サイポスというもの、そういう機能があるということをお知らせする、それぞれの方にご覧いただくということの方が、瞬時に確認できますので、そういったことも合わせて考えてまいりたいと思っております。

それから太田川ダムの事前放流、緊急放流と濁水対策を兼ね備えた対策として、濁水バイパスの設置について、県に要望していったらどうかというご提案でございます。毎年、県に次年度の事業について、町として要望をさせていただいております。その中に必ず太田川ダムの濁水対策、早期解消という項目も加えさせていただいておりますので、そこに具体的に、濁水バイパスの設置ということ盛り込んでまいりたいと思っております。ただし、聞くところによると大きな事業費がかかるということですので、県がこれを取り上げて、さらに国に要望をしてもらえるかということについては、県の判断となりますけれども、町といたしましては、まず県に対して要望してまいりたいと思っております。

議 長

(亀澤 進 君) 12番、山本俊康君。

12番議員

(山本俊康 君) 太田川のことについては、町の中心を流れる重要な川であって、これが氾濫しては何もないわけで、しっかりとした洪水対策を今後も立てていただくという意味で、町長にご答

弁をいただきましたが、積極的な県への働きかけも含めて、ぜひ今後もお願いをしたいと思ってます。私も、安心して住める、災害に強い森町のために、この遠州の小京都を醸し出すこの太田川の洪水対策と、また清流を取り戻して、天然遡上が多く見られる川にするよう、私の仕事としても頑張ったいと思っています。

次に、二つ目の排水路の対策、小さな大小の河川、排水路が、近年は一時的な短時間雨量が甚大であるという中で、どうしても氾濫が見られるということをお聞きをしております。先ほど町長からも話があったレタス部会においても、町に要望があったということでございます。秋のあの台風によって、一時的に増水をして、排水路が詰まってしまうと、秋は定植したばかりの弱い苗でありますので、特に被害が甚大だという中で要望が強く出されてるということでございますので、今回は当初予算で新たに国の事業をいただいて、取り組みをしていただいているということで感謝を申し上げるわけですが、この事業の、国の方で、今確認をさせていただきますが、900億という事業の中で、それぞれの行政がこの事業に取り組みたいということで手をあげて、うちの方ではこの事業で1,200万でしたかね、土木債で受けて、そしてその事業をしていただいているということで、細かな河川にはなかなか向かないと、採択の基準があつてなかなか向かないということをお聞きをしたわけですが、こうしたある程度の普通河川等々で使えるものがあつたら、これから先こうしたものを取り上げて、ぜひやっていただきたいと思うわけですが、そこら辺の採択基準が若干あるなら教えていただきたいと思ひますし、また細かなところについて、いろいろと各町内会から出ていると思ひます。私たちの地域も田植前に、それぞれ皆さん方が出て井浚いをして、河川の整備をして、雨期を迎えることをしているわけですが、なかなか他の地域を聞くと、なかなか井浚いが十分、皆さん方でできないという中で、土砂が詰まってしまつて浚渫をお願いするということが、多く今見受けられると聞いておりますが、そこら辺の対策について少しお伺いをさせていただきます。

議 長 (亀澤 進 君) しばらく休憩をいたします。

(午後 3時27分 ~ 午後 3時35分 休憩)

議 長 (亀澤 進 君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤企画財政課長。

企画財政 (佐藤 嘉彦 君) 企画財政課長です。一問目の再質問、緊急
課 長 浚渫推進事業の採択基準がもしあればというご質問でございます。

これにつきましては令和2年度から令和6年度までの、いわゆる新たに地方債計画上で認められました起債でございます。これにつきましては個別計画というものをまず定めている必要があると、この個別計画につきましては、市町村でいきますと準用河川、あるいは普通河川、こちらの、現在まだ仮称でございますが、堆積土砂管理計画という名称の個別計画をまず立てていただく。緊急的に実施する必要がある箇所ということで、その計画で位置付けたものが対象になるということでございます。参考までに申し上げますと、起債充当率100パーセント、そして交付税措置につきましては、今年度元利償還金70パーセントという大変有利な起債になっているということでございます。令和2年度からの新たな起債ということでございますので、詳細等につきましては、まだこちら煮詰まったものが通知として来ているというものではございませんので、以上、今分かる範囲内で基準について申し上げます。以上です。

議 長 (亀澤 進 君) 中村建設課長。

建設課長 (中村 安宏 君) 建設課長です。山本議員の再質問、二問目ですけれども、地元からの小さな水路に対する要望への対応というご質問でございますけれども、今年度、要望箇所500か所くらい出てきておりますけれども、その中から水路に関する要望ということで、少し調べさせていただいたところ、全部で20か所前後ございました。そのうちの半分は、どちらかというと浸水対策というよりも、生活環境の改善、例えば、流れが滞っていて臭うから何とかしてくれとか、というような要望も含めて水路に関する要望が全部で20か

所くらい出ておりました。そのうちのまた半分が、堆積土砂によって水の流れが悪くて、浸水する恐れがあるので浚渫してもらいたいという要望がございました。要望箇所については、すべて職員が現地を確認して、ケースバイケースで対応をさせていただいておりますので、緊急性とか危険度とか、その辺に応じまして、対応は既存の維持管理予算の方で、適宜させていただきたいと考えております。以上です。

議長
12番議員

(亀澤 進 君) 12番、山本俊康君。

(山本俊康 君) 企画財政課長の方から、今回この起債については、平成2年度から新たな起債、また非常に有利な起債であるということをお聞きをして、その事業を早く取り入れをして、この対策に充てていただいたということで、これから先も準用河川、普通河川等々が採択基準の河川のように、主なところでそういう障害があるところについては積極的に、この事業を取り入れた方法をとっていただきたいと思います。

それから、それぞれの河川で、今一時的に大降りをするということで、排水の機能がなかなか追いつかないということで、うちの陸実地域でも、福田地の町内会であるとか、また北戸綿の町内会であるとか、一部改善をさせていただきましたが、そういうところについて、排水対策で苦慮をしているということで、もう2回も来ていただいたし、消防にも2回ほど出動していただいたところがあるわけですが、聞いてみればそれぞれの地域でたくさんあると思います。できれば災害に繋がらないように、こういう小さな河川についても、浚渫がなかなか滞っているというのですか、予算がなかなか付きづらいということもお聞きをしておりますので、ぜひこのことについては、災害に強いまちづくりという意味でも、太田川の対策と各それぞれの地域の大小の小さな排水路の対策については、ぜひ力を入れて取り組んでいただくようお願いをしたいわけですが、今一度その小さな河川等々の排水対策について、さっきは繰越金を利用した中で計画的にということもお聞きをしたわけですが、しかし

なかなか繰越金は次の年度の財源となるということで、なかなか難しいという話ですが、実際は、繰越金はかなり毎年出ていると思われまますし、出ていると思います。そういう中で、そうしたものに少しでも、一千万でも二千万でも充てる、計画的に充てる、そして災害対策をするんだという強い、二期目に向けての対策が、私は必要ではないかなと思うわけですが、今一度答弁をお願いいたします。

議長 (亀澤 進 君) 中村建設課長。

建設課長 (中村安宏 君) 小さな排水溝に対する浚渫等の対応についてでございますけれども、議員がおっしゃいました水路についても、自分たちも当然把握しておりまして、何度か現場の方見させてもらった経緯がありますが、その時も多少お伝えしたかもしれないですけれども、その水路については農業用水等にも使っていたりとか、いろいろ太田川の方から取水したりとかということで、複雑な流れになっているという所だったと思います。その時にもいろいろ、今度その原因を追求するために雨の時とかに現場を見させてもらいますよということで、経過観察をさせてもらっているという所だと思います。そういう複雑な所で、まだ原因がはっきりと分かっておりませんので何とも言えませんが、それが本当に浚渫すれば全部解消される現場なのか、そういうところもしっかり調べまして、ケースバイケースで、地元の皆さんのご意見等もしっかり聞きながら対応していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長 (亀澤 進 君) 町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄 君) 再度、繰越金を活用しての、というご質問でございましたので、再度お答えさせていただきますが、先ほどもお答えをさせていただいたように、結果として繰越金が発生しているという状況でございます。今年度もそうであります、令和2年度につきましても、当初予算で財源を、確実な見積もりをして歳入を見積もっておりますので、不足する財源については、財政調整基金の取り崩しを4億5,000万ということで当初予算で計上させていただいております。結果として繰越金がある程度見込まれる時には、

この財政調整基金の取り崩しをなるべく少なくしてまいりたいと思っております。そういう資金運用と言いますか、そういう形で行っておりますので、繰越金が多く発生したから余裕があるということではないということは再度申し上げさせていただきますけれども、とは言うものの、必要な浚渫、河川の改良等につきましては、予算の許す範囲の中で優先順位をつけながら取り組んでまいりたいと思っております。

議長
12番議員

(亀澤 進 君) 12番、山本俊康君。

(山本俊康 君) ぜひ地域の災害を心配をされてるところが多くありますので、そういう意味でしっかりとした対策をとっていただきますよう、今一度、進めていただきますようお願いをさせていただきます。

そして時間がありませんので、企業誘致のことについて話をさせていただきます。企業誘致について、私も地域の皆さん方から、高齢化で大分もう田んぼも作れなくなったのでお前来年から作れ、ということで、谷田の方でございますので、3畝だ5畝だ、そんな田んぼを引き受けて今少しずつやっているわけですが、その中で、やはり高齢化もしてきているし、茶畑も荒れてきている、そういうところでこのインター周辺については、非常に立地的に良いところだから、このポテンシャルを活かした取り組みをぜひ、お前地元の議員だから積極的にやれと、いつも尻を叩かれております。そういう意味で今、私どもの地域では、インターの周辺およそ2万坪のところ、そして県道の横、6から7千坪ぐらいのところ、そして新東名の南側には6千坪の平が今あるわけですが、今その3か所について、広く企業の皆さん方やゼネコンの皆さん方に、ここがあるのでどうだ、ということで紹介もさせていただいて、いろんなもう具体的な話になると、町に行って、こういうことで今日ゼネコンの皆さん方が来ているが、話を聞いてくれということで、紹介もし、町へも幾度となく足を運んでいる中で、やっぱり今の、やろうとする企業なり皆さん方からの話を聞くと、スピード感が非常に、静岡県もそう

だが悪いねと、今来ているのは名古屋の方々が来ているわけですが、おらの方へ来てみよと、市や県は積極的にやるぞということをいつも言われてしまうわけですが、そういうことで今内陸のフロンティア推進事業、これもあるわけですが、中身を見てみると、補助はするがいろんな規制が、農地法であったりいろんな個別法があったりいろいろする中で、全て内陸フロンティアの地域ならそっくり対応できるかなと思うとそうではなくて、全て個々の個別法に引っかかってしまうと、そういう中でどうしても進みが遅いというのが現状あるわけで、そして内陸フロンティアの延長された期限も、今に近づいてしまうということの中で、補助は大切だがスピーディー感をもってやる、いろんな個別法に対応できる対策がやはり必要だなという意味で、今回この質問をさせていただきました。そして町に行った時に対応していただいている担当者も大変だということも重々理解をしております。そういう中で、スタッフをそろえた中で、やっぱりこれから先の企業誘致、人口減少対策等々に大きな力を発揮するという意味で、積極的に取り組んでもらいたいということで今回質問させていただきましたが、スタッフについては今回の人事異動で、1名が増加をされて対応にあたるということを知っておりますが、個々のいろんな個別法のこれからの対応策が、私も理解を十分しておりませんので、難しいなと思っておりますが、そこら辺の対策についてしっかりとした取り組みをしていただきたいわけですが、いかがでしょうか。

議長 (亀澤 進 君) 長野産業課長。

産業課長 (長野 了 君) 産業課長です。山本議員の再質問にお答え申し上げます。それこそ企業誘致に関しましては、特にインター周辺につきましては様々な形でご努力いただいて本当にありがとうございます。その上でおっしゃる通り、なかなかフロンティア地域と申しましても、結局そこを、例えば農地の規制なりを緩和する地区にはなっておりませんので、そういった構想の中での位置づけとなりますので、おっしゃるように個々の法制度、許認可を一つずつ片

付けなければいけない。ある程度具体的な企業の進出の計画が固まれば、県のフロンティア部門に行って、県のフロンティア部門から、県の許認可、やはり森町は小さい町でございますので、権限があるかというところでございますので、それぞれの県の担当部局に呼びかけて、一同に介してその計画について協力を委ねるという形にはなっております。しかしながら当然、県の部局ではそれぞれの法のもとに施策を処理しておりますので、その担当課からの、当然法を守るための、それはそれで仕事ですので、そういった形になってきて、なかなかスピード感が感じられないというところであると思えます。その中で、森町の対応としましては、産業課については同じ課の中で農政係をもっておりますので、お尋ねの件については、それこそ1、2週間前に係間の中で話して、この土地については、農地は農地で守らなければいけないけれども、農政係としては、ここは企業誘致をする方向で意見を統一して、課としての意思統一はという作業をやらせていただきました。その上で、当然ご案内のように企業が来る場合には、インフラの整備、水道・道路の整備、あとは当然許認可業務としましては、土地利用や開発行為、林地開発許可等々がございます。そこに向かって、その企業が来られる時に、町としてはここまではやりますよとか、ここまでは協力しますよというのは、やはりある程度明確に答られないと、なかなか企業さんについても、どこまで決断していいかといったところはあると思えますので、そういったところについては、関係課を集める中で、産業課としてはこう思う、他の例えば建設課なり企画課、上下水道課なり、いろんな係が関係してきますので、そこで町の方針を定める場というのは必要なかなと思っております。そういった中で今回人員を増やしていただいたということもございますので、できる限り、相談があったらすぐ体制を敷いて集まってもらって検討する、あそこは当然各課、森町においては部長制を敷いておりませんので、やはりそこは直に上の組織、副町長、町長を踏まえて相談して町の方針を固めていくということになるかと思えますが、当然そこには財源

なり許認可なり、許認可は持っておりませんので、その許認可、県の青地を外す、農転がうまくいくというのは本当に厳しい壁です。しかしながら町としてはこういった方針で行く時に、こういった指標があるかということ具体的を一個一個潰していかないと、なかなか難しい。その中でいつも求められるのは、具体的な計画がないと全く受け付けてもらえません、県には。なので、その非常に難しさがございませけれども、町としては、ここは例えば青地なら外す方向で企業の誘致を持っていきたいという中で、農地関係なら県の中遠農林事務所の担当者にも、何度か行ってこちらの熱意を伝えるということをやっぴり地道に積み重ねていくしかございませないので、そういった形でその企業誘致、積極的な企業誘致ということで努力してまいりたいと考えております。以上です。

議長
12番議員

(亀澤 進 君) 12番、山本俊康君。
(山本俊康 君) いろんな個別法の中でなかなか進むことが非常に難しいということは、私も理解はしていますが、ぜひ一つ、これから先あの地域については、やっぱり企業誘致をする地域だろうということで、そういうところについては、今聞いてみると何か都市計画マスタープランも、今回改定の時期ではないが、何か改善をすることも若干聞いていますが、町の総合計画、そしてその下に国の国土利用計画と町の国土利用計画、そうした中で個別の都市計画マスタープラン等々があるという中で、今回こういう時だからこそ、今までも平成9年に都市計画マスタープランが策定されて、平成24年に新東名ができた時も、今後20年間の考え方を、また構想を変えるということで、新たにマスタープランを策定、改定をされてきている。そしてその中で、今ちょうど新東名のあの地域に、企業誘致をするという中で、今言った個別法がネックになっているということで、あそこの地域をやっぴり用途としてしっかりとしたものにしていきたいと、用途指定をしたいということの意味で、今回のマスタープラン改定のことをやっておられるようですが、ぜひ一つこの中にこういうことも入れていただいて、この地域のことについて、

また中川の工業団地もあるわけで、そういったところについて、計画をぜひ盛り込んでいただけたらと思っておりますし、今、北戸綿の工業団地はもうすでに全部埋まっています。そしてあの地域のすぐ横で今その話をしていますので、工業団地としての拡張、これを計画をしていただければ、そういうことも早い企業誘致の話も、許可、要するに個別法の中でも対応できるのではないかと素人考えでは思うわけですが、そこら辺、都市計画プランの中に、そして工業団地の用途の拡張、中川はまだ一部残っていますが、早く中川のあの地域の一角を埋めていただいて、次へ拡張できる対策が必要だと思いますので、今一度この件についてご答弁をいただきたいと思えます。

議長
建設課長

(亀澤 進 君) 中村建設課長。

(中村安宏 君) 建設課長です。山本議員の再質問でございますけれども、都市計画マスタープランにおける森掛川インターチェンジ周辺の位置づけというところだと思いますけれども、ただいま都市計画マスタープランにつきましては、ほぼ改定作業を終えまして、6月の公表に向けて調整をしている段階でございます。山本議員がおっしゃられましたインター周辺の土地利用につきましても、用途の指定というのはまた別の話なものですから、都市計画マスタープラン上ではそういう企業の誘致をするエリアだということで位置づけの方はさせてもらって、調整はさせてもらっております。なかなか用途地域の指定といいますと、工業専用地域とか、そういう具体的な拡張になりますと、既存の工業専用地域が埋まっていない段階でここをまた拡張しますというところは、なかなか県の方とかにも認めていただけないというところがありますので、なるべく今工業専用地域で未利用の地区について、工場誘致を進める等しながら、その状況を見ながら工業専用地域の拡張等を検討していくということになると思えます。以上です。

議長
12番議員

(亀澤 進 君) 12番、山本俊康君。

(山本俊康 君) 都市計画マスタープランについては、今改

定の中に盛り込んでいただいているところだとお聞きをしました。
そして、工業団地、北戸綿はもう埋まっているという理解では駄目
なのですかね。そういう意味で、あの工業団地の拡張ということは
できないのか、今一度。

議 長
建設課長

(亀澤 進 君) 中村建設課長。
(中村安宏 君) 工業専用地域、工業団地の拡張と言います
と、やはり用途を色塗りした中で、そこを広げるという作業になっ
てくると思いますけれども、工業専用地域としては、森町の中では
まだ埋まっていない未利用地があるという判断になってしまおうと思
われますので、闇雲にこっちはいっぱいになったから、北戸綿だけ
は工業専用地域を広げようという簡単な発想ができるかどうかとい
うのが、ちょっと難しいのではないかということだと思います。以
上です。

議 長
12番議員

(亀澤 進 君) 12番、山本俊康君。
(山本俊康 君) いろいろ制限があってなかなか思うように
いかないわけですが、いずれにしても私はこの町が、災害に強い町、
そして企業も誘致をして、活力ある、魅力のある、そして人口対策
もできる、こういう町に進めていきたいと思っているわけで、私は、
これが一つの私の仕事として、これからもさらに努めてまいりたい
と思っております。答弁は要りません。私は私で進めていきますの
で、ぜひご協力をいただきたいと思います。

議 長

(亀澤 進 君) これで一般質問を終わります。
日程第34、「提言書と提言の検証・評価の提出について」を議題
とします。

提言書の提出について、経過並びに結果について、委員長の報告
を求めます。

第一常任委員会委員長、西田彰君。

10番議員

(西田 彰 君) 第一常任委員長の西田彰です。提言書を読
み上げさせていただきます。

森町議会では、人口減少問題対策をテーマに、住民の皆さまから

多くのご意見・ご要望をいただいております。今年度は、町内会長の皆さまから、町内会活動を行う上での組織運営の問題点等についてご意見をいただきました。つきましては、第一常任委員会で調査・研究の上、ご意見をとりまとめましたので、町政に反映していただきますよう提言をいたします。

提言書、一、学校再編に伴い課題となる通学方法は、何よりも児童・生徒及び保護者目線で検討し、精神的・体力的負担軽減を図ること。

二、学校、工場跡地利用は喫緊の課題である。地域振興の観点から、地域住民、地域団体等広く意見を聞き、速やかに利活用方針を示すこと。

三、地球温暖化に伴う風水害は、過去に例を見ない被害をもたらしていることから、河川出水率や避難所指定箇所等、風水害に対する防災対策を図ること。

四、国は地方におけるコンパクトシティ構想を打ち出しているが、地域コミュニティの維持は何よりも重要である。よって、様々な視点から調査、研究すること。

五、ふじのくにのフロンティアを拓く取り組み事業の効果、検証と今後の事業推進計画を町民に伝わるよう広報すること。

六、町の各種委員会の性質を見極め、町内会長への当て職削減を図ること。

七、町内会の再編、統合等に係る町への相談にあっては、課題の洗い出し、事例等の調査など相互に協力して対策を講じること。

以上7点でございます。よろしくお願いいたします。

議長
5番議員

(亀澤 進 君) 第二常任委員会委員長、中根信一郎君。

(中根信一郎 君) 第二常任委員会の提言書、申し上げます。

森町議会では、所管事務調査として人口減少問題をテーマに、町内会長から幅広い意見を伺い、調査研究してきました。そうした中、第二常任委員会が所管する事項について、委員会を開催し調査検討を重ね、次のとおり提言書を取りまとめました。担当所管別に、課

別に作りました。

建設課、各町内会で環境美化活動を実施しているが、高齢化や人口減少により困難となっている。特に町内会で実施している草刈り作業について、支援の充実が必要と考える。リバーフレンド、レールフレンド、アダプトロードなど制度の周知徹底をするとともに、各制度に対する補助額の上乗せ等、持続可能な方法や新たな制度を検討すること。

町内会による環境美化活動について、草刈り用の機械を貸出し対応する。(内規の基準を設ける)

道路脇の草刈りは、手(機械)の届く範囲とする。

防草シートや除草剤の支援制度を設ける。

産業課、荒廃農地の減少対策。

グローバル化、少子高齢化等、日本の農業形態が変化する中、土地利用の自由度を上げ、新たな価値を生むことが求められる。農業実績の無い農地や、農業に不向きな農地は、非農地化を速やかに進めること。

有害鳥獣対策、野生動物の餌場や、住み家をなくすための地域の環境改善、対象動物の行動特性を考慮した柵の設置、加害個体に絞った適切な駆除等の総合対策が提案されるようになった。しかし、野生動物の行動特性を正しく理解していないことから、現場において、いまだに捕獲中心の対策や、間違った被害対策を実施してしまうことも多い。正しい対策を普及させるため、野生動物による農作物被害対策として次の対策を推進すること。

鳥獣被害対策実施隊の設置をし、集落を動物が出にくい環境にする(荒廃地を無くして、獣が住みにくくする)と共に民家に対する対策の拡充を図る。

電気柵、ワイヤーメッシュ等、購入補助金の限度額を上げ、有効な使用方法を普及する。

加害個体を捕獲する。(数にとらわれず被害を減らすための捕獲をする)

定住推進課、人口減少、空き家・空き地の増加は近年急速に進み、今後さらに進む予測がされており、早急な対策が必要である。特に移住定住の推進を目的とする定住推進課の役割は重要で、これまで以上に大胆な施策を展開するよう求める。

空き家、空き地利用を推進するため、増改築、新築、土地購入に対する補助制度を新たに設けること。

地域おこし協力隊員を増員し、森町のPRをさらに行い、空き家の利用やゲストハウス、農家民泊制度等の推進を図ること。

農地付空き家については、一定の特例措置を設け、農家資格無しでも取得できるようにすること。

以上、昨年7月より委員会を開催して調査研究し、提言書を提出することとなりました。以上、報告いたします。

議長 (亀澤 進 君) 提言書と提言の検証・評価は、配布(案)のとおり、町長へ提出したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (亀澤 進 君) 「異議なし」と認めます。

したがって、配布(案)のとおり提出することに決定しました。

日程第35、「第一常任委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

第一常任委員会委員長から、森町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配布のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (亀澤 進 君) 「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第36、「第二常任委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

第二常任委員会委員長から、森町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配布のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (亀澤 進 君) 「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第37、「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について」を議題とします。

議会運営委員会委員長から、森町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配布いたしました「次期議会の会期、日程等議会運営に関する事項等」について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (亀澤 進 君) 「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

しばらく休憩します。

(午後 4時12分 ～ 午後 4時12分 休憩)

議長 (亀澤 進 君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま、町長から、議案第40号及び議案第41号が提出されまし

た。

これを日程に追加し、追加議事日程、第4号の追加1の第1、追加1の第2として、日程に追加したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議 長

(亀澤 進 君) 「異議なし」と認めます。

議案第40号及び議案第41号を日程に追加し、追加1の第1、追加1の第2として、議題とすることに決定しました。

追加議事日程、第4号の追加1の第1、議案第40号「令和元年度森町一般会計補正予算(第7号)」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長

(亀澤 進 君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長

(太田康雄 君) ただいま上程されました議案第40号「令和元年度森町一般会計補正予算(第7号)」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、本議会2日目に議決をいただきました、一般会計補正予算(第6号)にてお認めいただきました、小中学校ネットワーク設備整備事業、いわゆるGIGAスクール構想実現のためのネットワーク整備事業に関わるものでございます。本事業に対し、過日国庫補助金の内示をいただくことができました。しかし、想定しておりました補助金額を大幅に下回る内示額となったことから、国庫補助金を減額し、財源を確保するため代替財源として起債を充てるため、歳入予算の補正をお願いするものでございます。

国庫補助金の内示額が想定より大幅に減額となった点については、内示の際に示されました標準仕様等に基づき、現在精査・検証を行っておりますが、この精査・検証に時間を有する見込みであることから、事業実施のための財源確保を図るため、歳入予算の補正をお願いすることといたしました。事業実施につきましては、この

精査・検証結果を踏まえ、可能な限り効率的に事業を進めてまいります。

また、補正予算（第6号）で地方債の限度額の変更をお認めいただきましたが、その内容の一部に誤りが見つかりましたので、更正するため補正をお願いするものでございます。

以下、事項別明細書により補正の内容を申し上げます。

3・4ページをご覧ください。歳入の補正でございます。

15款2項6目、教育費国庫補助金47,436千円の減額につきましては、予定しておりました補助金額64,000千円に対し、内示額が16,564千円となったことから、差額分を減額するものでございます。

20款1項1目、繰越金36千円は、財源調整としての計上でありませす。

22款1項6目、教育債47,400千円につきましては、国庫補助金の減額相当分について、学校教育施設等整備事業債を増額し、財源確保するものでございます。

続きまして、予算書4ページにお戻りください。第2表地方債補正でございます。

下段の、学校教育施設等整備事業につきましては、歳入で計上いたしました教育債の増額に伴い、限度額を増額するものでございます。

上段の、公共事業等でございますが、先日ご審議いただき議決をいただきました補正予算（第6号）にて、補正後の限度額を35,000千円としたところでございますが、補正前の額に誤りがあり、本来であれば補正前の限度額49,500千円に2,500千円を増額し限度額を52,000千円とするところ、限度額を35,000千円としたため、この誤りの差額17,000千円の増額をお願いし、補正後の限度額を52,000千円とするものでございます。

この差額17,000千円は、補正予算（第1号）で増額をお認めいただいておりますが、補正予算（第6号）にて当初予算計上額のみを補正前の限度額と誤って記載したため生じたものでございます。

誠に申し訳ございませんがぜひお認めいただきたく、お願い申し上げます。

以上が、「令和元年度森町一般会計補正予算（第7号）」の内容でございます。よろしくご審議いただきお認めくださいますようお願いいたします。

議長 （ 亀澤 進 君 ） これから、議案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

10番、西田彰君。

10番議員 （ 西田 彰 君 ） 少しミスが多いような気がします。おそらく課の中でも二人三人が最終チェックをしていると思うのですが、そこら辺の体制がどうなっているか、一回お教えてください。チェック体制は。

議長 （ 亀澤 進 君 ） 佐藤企画財政課長。

企画財政課長 （ 佐藤 嘉彦 君 ） 企画財政課長です。チェック体制というご質問でございます。基本的には起債担当という者がおります。起債担当が予算書を調整する際に、課長補佐それから課長である私がチェックを行って、それで決裁をしているということでございます。今回につきましては大変申し訳ありませんでしたけれども、私のチェックのミスということで、冒頭、町長の提案理由もございましたとおり、誤りを訂正させていただいて、再度補正で計上させていただくというものでございますので、ご理解をお願いをしたいと思います。以上です。

議長 （ 亀澤 進 君 ） 他に質疑はありませんか。

8番、中根幸男君。

8番議員 （ 中根 幸男 君 ） G I G A構想ですね、ぜひ進めていただきたい事業ではありますが、今回、当初64,000千円がだいぶ減額になったということで、その経過については現在精査中ということではありますが、場合によればまだ若干増える、今回減額しましたけれども、精査結果によってはまだ増える予想があるのかどうか、少なくとも少しでも当初見込みに近づけるような補助の申請を、あるい

は国県なりの交渉を進めていただけるかどうか、その辺を再確認したいと思います

議長
学校教育
課長

(亀澤 進 君) 塩澤学校教育課長。

(塩澤由記弥 君) 学校教育課長です。ただいまの中根議員のご質問にお答えいたします。今回減額された理由というのは、昨年12月に国の方で示されておりました事業資料、標準仕様書に基づいて積算してくださいというような資料をいただいて、それに基づきまして、町として必要な事業規模を想定して補助要望をしました。その後、今回示された内示に合わせて国の方から補助単価というものが示されまして、より詳細な補助単価になりますけれども、おそらく国の方では各市町の要望を取りまとめた中で、見込みをしていた事業額をかなり大幅に上回るような規模になってしまったということで補助金の交付額の減額に影響が出たということが想定されております。また今後、国の考え方も確認しながら授業を進めてまいりたいと思っております。以上です。

議長
8番議員

(亀澤 進 君) 8番、中根幸男君。

(中根 幸男 君) そうしますとこのG I G A構想、例えば国の枠がある程度決まっていて、全国の各市町村で思ったより手をあげた市町村が多かったと、そして配分するような形になったというようなことでしょうか。

議長
学校教育
課長

(亀澤 進 君) 塩澤学校教育課長。

(塩澤由記弥 君) 学校教育課長です。ただいまのご質問でございます。当初の国の方の示されておりました補助の対象といたしまして、例えばですけれども普通教室と特別教室を全て補助対象とするというような中で当初の標準仕様書には示されております。しかし、今回示されました内容につきましては、補助対象にはするけれども実際に費用として内示額には普通教室しか含まないというようなことになっております。なので先ほどの繰り返しになりますけれども、やはり国の方で想定を超える要望があつて、それに調整するために額が減額されているということが推測されます。以上です。

議 長 (亀澤 進 君) 他に質疑はありませんか。
(発言する者なし)

議 長 (亀澤 進 君) 「質疑なし」と認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(発言する者なし)

議 長 (亀澤 進 君) 「討論なし」と認めます。
これから議案第40号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立 全 員)

議 長 (亀澤 進 君) 起立全員です。
したがって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。
追加議事日程、第4号の追加1の第2、議案第41号「令和2年度
森町一般会計補正予算(第1号)」を議題とします。
職員に議案を朗読させます。
(職 員 朗 読)

議 長 (亀澤 進 君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、太田康雄君。

町 長 (太田康雄 君) ただいま上程されました議案第41号「令和
2年度森町一般会計補正予算(第1号)」について、提案理由の説明
を申し上げます。
本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ
3,000千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出そ
れぞれ7,887,000千円とするものであります。
当補正予算は、新型コロナウイルス感染症拡大により売上げの減
少や資金繰り悪化等の影響を受けている、中小企業の資金調達を
図るため、県の令和2年度補正予算にて措置されました、経済変動
対応貸付金に対する利子補給率の拡大に対して、さらに支援するため、
町からの利子補給を上乗せし、低金利で中小企業が資金調達するこ
とができるようにするものでございます。
また、泉陽中学校と森中学校の統合により、生徒の通学に使用す

るバスの運賃等を支援する補助要綱を見直すことに伴い、三倉小学校及び天方小学校の児童が通学に使用するバスの運賃についても同様の取り扱いとすることにより、生じるバスの運賃等を町の負担とするため、係る経費について計上するものでございます。

中学校の統合に伴う通学用のバス運賃については、その全額を町が負担することとしておりますが、三倉小学校及び天方小学校については、令和2年度は今までどおりの取り扱いとすることを想定しておりました。

こうした中、三倉地区におけるバス停から自宅まで遠距離である生徒児童の、自宅近くからバス停までの送迎実施について、NPO法人「やまゆり三倉」からご提案をいただき、町としても実現に向け取り組んでまいりました。その結果、田能・大久保・中野の児童生徒を送迎する「夢街道線」として運行が見込めることとなりました。運行の内容を検討するにあたり秋葉線「田能バス停」から「一の瀬バス停」間を対象とし、送迎を行う見込みでございましたが、運行発着地点が「森林組合前バス停」であることと、下校便の利用者確認のため、その都度「一の瀬バス停」までの運行が生じること、「夢街道線」を利用する中学生が登校時「大河内線」の延伸運行車両に乗車できることなどを考慮し、「森林組合前バス停」まで中学生を送迎することといたしました。

こうしたことから、「夢街道線」に乗車する小学生についても「一の瀬バス停」での下車を求めず、小学校最寄りの場所で降車させることといたします。

このような検討と調整の経過の中、結果として「夢街道線」を利用する小学生のバス通学に係る負担がなくなることから、「大河内線」を利用する小学生のバス通学に係る負担を見直し、町が負担することとさせていただき、併せて、町にいただきました要望や、議会に提出されました陳情の審議等を通じ、町として取り組める対策等を考え、早期に着手できるものについて検討させていただく中、通学上道路幅員が狭く危険な箇所があること、単独での通学を余儀

なくされる状況等から勘案し、加えて兄弟姉妹で通学の支援内容が異なる状況等が生じることなどから、補助要綱の改正に合わせ、三倉小学校及び天方小学校の児童が、バスを使った通学を可能とするとともに、バスの運賃について全額を町が負担することといたします。

以下、事項別明細書により補正の内容を歳出から申し上げます。

7・8ページ、7款1項2目、商工振興費1,200千円につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、中小企業の資金繰りを支援するための融資制度利子補給金でございます。

10款2項1目、小学校費学校管理費1,800千円につきましては、通学用バス使用料でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

5・6ページ、20款1項1目、繰越金3,000千円は、財源調整としての計上であります。

以上が「令和2年度森町一般会計補正予算（第1号）」の内容でございます。よろしくご審議のほど、お認めいただきますようお願いいたします。

議長 （ 亀澤 進 君 ） これから、議案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

10番、西田彰君。

10番議員 （ 西田 彰 君 ） 8ページ、産業課に係る商工振興費、融資制度利子補給金1,200千円、今回コロナウイルスが全国的にも世界的にも非常に大きな経済的影響を受けているという中で、融資の利子補給をする、積み増しするということですが、状況はやっぱり担当課で聞き取り調査をしたりする中でこういった状況にはなっているという判断だったと思うのですが、それでよろしいでしょうか。

議長 （ 亀澤 進 君 ） 長野産業課長。

産業課長 （ 長野 了 君 ） 産業課長です。西田議員のご質問にお答えいたします。ご案内のように新型コロナウイルス感染症対策ということで、静岡県の方でまずはそれこそ28日だったと思いますが、静

岡県も令和2年度の当初予算の補正予算を上げて、利子補給をするということになりました。それにあたっては、議会の前に県の課長が来られて、県としてもこういう対策を打ちますよということで、市町の方についても、よろしければまた同じように利子補給を考えていただくとありがたいですということがありました。その上で周辺市町等聞き取りをさせていただいております。周辺市町、袋井市・磐田市・掛川市・菊川市等お聞きしました。それぞれの市において、県と歩調を合わせて利子補給を考えていきますということでございます。補正の時期が、掛川市・菊川市は当町と同様に当初予算の補正予算を追加で計上していきたいとお聞きしております。袋井市・磐田市におきましては、当初予算の中で枠がある程度あるので、まずはそちらで対応するといったこととございます。今ご質問がありました、市町においてどういう状況かということとございます。町への問い合わせについては、金融機関の方から一件ほどはございましたけど、まだ相談段階です。県の方に、森町において森町の事業者でそういった利用希望者がいるかと昨日時点でお聞きしておりますが、現時点ではないということとございます。森町の商工会の方でも、本日窓口を開設したということとございます。しかしながら今後新型コロナウイルス感染症に伴う経営相談、融資相談というのは、今後影響が出てくるということが想定されますので、町としてもできるだけ早く体制を整備したいということで今回の補正予算の提案に至ったということとございます。以上です。

議長 (亀澤 進 君) 他に質疑はありませんか。

3番、岡戸章夫君。

3番議員 (岡戸章夫君) 3番、岡戸です。通学バスとこの補助のことで、傍聴席にも関係者というか見えてますので、ちょっとそこら辺を整理させていただきたいと思っております。今回のこの補正で上がってきた金額、それに基づく通学方法は、令和2年度、来年度の、具体的に言えば令和3年の3月までの事業内容ということで、その先の令和3年の4月以降の話は、また別途協議して、どういう形にな

るかということによろしいですね、ということが一つ。

それとあと具体的に当初予算から今度補正予算に計上していただいたので、その実際の運用ルールというか運用方法を再確認ですけれども、まず中学生の朝の便、大河内線は大河内から出て森林組合、それから森町という形で行く。それから中学生の、同じく朝の便で田能・大久保・中野方面の子どもたちは、やまゆりのバスに朝乗って、前回までの話ですと一の瀬までだったのですけれども、森林組合まで行く、それで森林組合で降りて大河内線に乗って一緒に森まで行く。それはそういうことによろしいかということが二つ目。

それと同じく朝の、今度小学生で、まず大河内線沿いの小学生は従来と変わらないので同じかと思います。今度田能・大久保・中野方面の小学生、朝はやまゆりに乗って、これも前回までは一の瀬で降りて秋葉線で三倉まで出るということだったのですけれども、一の瀬で降りることなく現実的には三倉まで、小学校の近くまで送ってもらえるということによろしいですかという確認です。お願いします。

議 長
学校教育
課 長

(亀澤 進 君) 塩澤学校教育課長。

(塩澤由記弥 君) 学校教育課長です。ただいまの岡戸議員のご質問にお答えいたします。まず一点目ですけれども、今回補正で上げさせていただいております、このバス通学の金額につきましては、令和2年を予定しております。ただ3年以降につきましては、また改めて統合準備会等で協議をさせていただきたいと思っております。

二番目の、中学生の朝のバスの通い方につきましては、ご説明いただいたとおりで間違いはございません。大河内線につきましては森林組合前まで出て、そこから直通のバスで森中学校入口まで。田能、一の瀬の間の中学生につきましても、今度森林組合前まで延伸されましたので、そこで一旦大河内線に乗り換えていただいて中学まで行くということです。

小学生につきましては田能から一の瀬で、それからまた延伸されましたので、一の瀬から学校の最寄りの、三倉のバス停が一番最寄

りだと思しますので、そこで小学生については降りて学校に通っていただく。森林組合前で中学生を降ろして、中学生は大河内線に乗り換える。その後小学生につきましては、黒田の小学生もいますので、黒田の方へ回って、また三倉、学校の最寄りのバス停まで送るといようなことを想定しております。ただいま学校の方と、この手続きについて調整しているところでして、今後保護者の皆さまにも、各地区で通学方法等を決めるような場もあるものですから、どのように通学するのが一番適切かといような話を経て、実施をしていきたいと考えております。今回の改正に伴いまして、三倉地区、天方地区の児童・生徒、皆さんが距離に関係なく、今まで小学生4キロメートル、中学生6キロメートルということで補助をしておりましたけども、それらなくですね、全員が学校にバスでの通学が可能になるということで考えております。その対応をするための予算であります。以上です。

議長
3番議員

(亀澤 進 君) 3番、岡戸章夫君。

(岡戸章夫君) 続きまして、今度帰りの便の確認です。まず中学生、帰りです。森から帰ってきました、森林組合まで秋葉線を使って帰ってくる。そこの森林組合のところでやまゆりのバスが、大河内線沿いと大久保方面と、二台が待機している。そこで乗ってきた中学生を、それぞれ大河内線、それから大久保方面と送って行く。そういう考え方でよろしいですね。

それから小学生の帰り。同じくバスが、大河内線それから大久保方面へ出て行くので、小学生もその帰りのバスに乗車する。三倉の子どもたち、三倉内のそろばん塾へ通っている子どもたちもいるので、中には森林組合のところから乗る子どもたちもいれば、時間帯によっては三倉のところから乗っていくというそういった形が、子どもの下校の時刻によって、利用しやすい時間帯にそのバスを利用して変えられるということで間違いないでしょうかということ。

それとこれは4月7日入学式ですけれども、大河内線は4月1日からダイヤ改正するのでそれに沿うかと思っておりますけれども、この運

用は4月7日の入学式からもう運用可能ということでしょうか。それが二つ目。

三つ目は、今こうして話している中でもかなり理解するまでそれぞれに時間がかかるとお思いますので、実際4月7日、学校が始まる前までにやはり一度中学生の保護者さんとか小学生の保護者さんに、こういった内容になりますということ、説明会を開いていただきたいとお思いますけれども、その三つについてお願いします。

議 長
学校教育
課 長

(亀澤 進 君) 塩澤学校教育課長。

(塩澤由記弥 君) 学校教育課長です。ただいまの岡戸議員のご質問にお答えいたします。

まず一つ目、中学生の帰りについてのルートをご確認いただきました。ご説明いただいたとおりの内容でございます。簡単に繰り返しますと、中学校は森林組合前まで戻ってきて、大河内線とNPOのバスにそれぞれ乗り換えて帰るとということと、あと小学生につきましては、学校の一番最寄りのバス停は三倉になるわけですが、そうしますとやっぱりNPOの発着場所が森林組合前であるということ、三倉のバス停まで確認する必要が生じるので、また放課後を森林組合前で過ごす子どももいるというようなことを聞いていますので、帰りにつきましては森林組合前からNPOのバスに乗っていただく、大河内線でそれぞれ下校していただくということを考えております。

二点目ですけれども、入学式、4月7日にこの制度が間に合うかという話でございます。制度として4月1日からバスが利用できるような対応として、ただいま町営バスと秋葉線の方には調整をしております。NPOにつきましてはまだ調整中と言いますか、4月1日に向けて取り組みができるように話を進めてまいりたいと思っております。

三点目ですけれども、これら制度の周知についてでございます。泉陽中学校の生徒につきましては、先週ですけれども学校用品をお渡しする機会がございました。教育委員会の方に取りに来ていただ

く機会がございましたので、その際に、お一人お一人にこのような取り組みについて説明をさせていただいたところでもあります。なお小学校につきましても、本来でしたら皆さまにお集まりいただいて説明をするべき時ではありますけれども、コロナウイルスの影響でありますとか、もう休みに入っていますとか、いろいろそのようなことで改めて集まっていただく暇がございませんので、27日に各学校において、27日に登校日がありますので、父兄の皆さまに届くように、子どもたちに向けて説明の方をさせていただいて周知を図っていきたくと考えております。なお、その後学校におきましては、通学会と言いますか、それぞれの通学地域においての通学方法を検討する機会もありますので、それに向けて準備をしていただく。ただ制度としては4月1日からもう使えるような対応を併せて取ってまいりたいと考えております。以上です。

議 長
3 番議員

(亀澤 進 君) 3 番、岡戸章夫君。
(岡戸章夫君) それともう一点、黒田方面も回られるように今度お聞きしました。実際、今、黒田には2軒の対象のお宅があると思うのですが、現実的に県道沿いと、ちょっと山側にあった方と、川を挟んで橋を渡っていくような形になると思います。これについてはどういうルートで回ったら一番安全で効率的かということになるかと思っておりますけれども、一応情報としては、今、三倉の奥の方から出てきて橋を渡って山沿いをずっと出てきてという形のところは、山沿いのところは確かに道路がちょっと狭いのですけれども、今、実際のところ三倉のデイサービスさんの送迎として、同じ10人乗りのハイエースが通っておりますので、一応狭い道路ではありますけれども通行は可能であると思われま。そういうことで、それが一つ情報ですけれども、この黒田の方の保護者さんには、この話というのは今日が初めてだと思っておりますのでまた説明がいるかと思っております。その上で実際にそれを利用するかしないかということも当然その保護者さんの意向で出てくると思っておりますので、そこら辺も、対応の方は十分説明していただきたいと思っております。一応それに

ついても回答をお願いします。

議 長

(亀澤 進 君) 塩澤学校教育課長。

学校教育

課 長

(塩澤由記弥 君) 学校教育課長です。ただいまの岡戸議員のご確認の内容です。黒田方面の三人につきましては、お見込みのとおりのようなルートで一度森林組合前から下ってきて、黒田の地区をぐるっと回るような形で、また三倉方面に戻っていくというようなことで考えております。また、本日この補正予算をお認めいただきましたら速やかに黒田方面のご父兄の方にも説明をさせていただいて、どのような方法で学校に通うかという話をさせていただきたいと考えております。以上です。

議 長

(亀澤 進 君) 他に質疑はありませんか。

7 番、吉筋恵治君。

7 番議員

(吉筋恵治 君) 7 番、吉筋でございます。一点確認とこれまでの経緯について一言伺いをします。まずここに、10款、教育費で、項が、来年度は中学生対象だと思いますが小学校費と書いてありますが、これで、項目としては正しいのか、それをちょっと確認をしたいと思います。

もう一点は、この学校統合の話が出ましてから準備会等、説明会等随分やってきました。その間に子どもの学校への足については、いろんなご父兄や地域から意見もたくさん伺っていると思います。ただその中で、最初のうちには、今までは秋葉バスで県道まで送り迎えしてたから秋葉バスで来ればよいということから、そこを解消していただいて、県道までの送り迎えをやってくださる。またそれはそれで進展した、今回はまた検討してくださって、この補正をつけていただいたことによって、乙丸・田能・中野から森林組合まで秋葉バスを使わずに来られるということで、ご父兄や地域の人たちに対しての進展があつて、それ自体は評価もするしありがたいなと思いますが、本来、この何か月かするとちょっと出してくる、また出してくるというこの進め方は、私は学校統合を進める場合は、多くの学校統合の地域においては委員会を立ち上げて最初からどうい

うことができどこまでやれるかということがしつかり検討された上で、統合の話がされるというのが通例だと、一般の統合の手順を見るとそうなっています。何か月ごとに何かを足していくということが、本当にご父兄や地域の意見を聞いた上で、少しずつ少しずつというのですか、そういうこと自体が、私は少し手順がいかがかなどと思います。それで中学校の生徒はある程度余裕がありますが、この一年かけて来年小学校の子どもたち、1年生もいるし、そういう低学年の登下校について、これから準備会が立ち上がるということでございますので、ここまでは私は大変ありがたいし評価もしますが、ぜひその中で、今後、先ほどの一般質問では6回の準備会を行うのだと言われておりました。ぜひこういう付け足し付け足しで行くことがないように、出来る限り万全の、皆さんの意見を聞いて、小学校統合の準備を進めていただきたいと思いますけれども、今までのそういうことについてちょっと私は理解が苦しむところがあるものですから、そのことを申し上げたいけれども、もしよければ教育長、どのように考えてきたのかご答弁をいただければありがたいと思います。

議長 (亀澤 進 君) 教育長、比奈地敏彦君。

教育長 (比奈地敏彦 君) ご指摘ありがとうございます。私的な話でございますので、私個人の考えですのご理解はお願いしたいと思います。今ここまで来た範疇の中での考え方については、今、吉筋議員がおっしゃったような考え方もあるし、私たちが行政的、教育行政を預かっている自分たちの範疇の中では、やれるべきというか、段階を追って町当局と協議調整をしてきた結果だと思います。初めから、今、言ったようにスクールバス云々という考え方もあるし、やはり町の財政等考えたときに、どうあるべきかというのはそれぞれの部署での考え方もまた相違がございました。ここまで来る中で、自分とするとやっと地域の皆さまの協力、または行政サイドとしての積極的な支援、また保護者、学校サイドの側面からの理解ですか、そういう部分が足並みが揃ってきたのではないかなという部分で捉

えさせていただいたところです。ですので今、議員がおっしゃるように、当初からいろいろありきというのですか、そういう部分の考え方も当然あると思いますけども、私個人としては今までの、昨年度、24年からいろんな考え方の中で自分も関わらせていただきましたので、そういう部分では伝を踏んで来たと思っております。

議 長
町 長

(亀澤 進 君) 町長、太田康雄君。

(太田康雄 君) ただいま教育長から答弁がありましたけれども、今回のこの追加でお願いをしました、なぜ小学校費かといえ、これは小学生のバスの利用のための予算でございますので小学校費に計上してございます。申し上げておりますようにこれは令和2年度に限った取り組みということでございまして、小学校の統合に対応するためのものというよりは、これは中学生の通学路の確保について、新たな路線ができたことによって、それを小学生も使いましょうと、小学生もそれを利用することができるようにという観点から、補助の格差が出ないように、それでは三倉地区、天方地区全てに適用しましょうということで取り組んだことでございます。確かに急な話というように捉えられると思います。私どもも、このことを4月の当初からやるのか、あるいは6月の補正予算でお願いするのかということについては、非常に議論をいたしました。やはり新たな路線を地元のご協力で運行するにあたり、それを4月から小学生も利用することによって利便性が高まるならば、確かにこういったコロナウイルスの関係で既に学校が閉校となっているような状況の中で、今から果たして間に合うだろうかという懸念もございますけれども、まずは制度として4月1日からスタートできるように、そしてそれを

議 長

(亀澤 進 君) 町長、ここで少し待ってください。

本日の会議時間は、森町議会会議規則第9条第1項の規定によって、午後5時までとなっておりますが、議事の都合によって延長したいと思います。

お諮りします。

この採決は起立によって行います。

本日の会議時間を延長することに賛成の方は、起立願います。

(起 立 全 員)

議 長

(亀 澤 進 君) 起立全員です。

従って、本日の会議時間を延長することは、可決されました。

会議を継続します。

町長、お願いします。

町 長

(太 田 康 雄 君) それで、せっかく中学生のために新たな路線を地元の人P Oのご支援で運行できるということですので、急だということもあります。果たして周知できるかという懸念もありますけれども、まずは制度として使えるようにするという。それからそれを裏付ける予算を、まだ会期中でありましたので、補正予算として計上させていただいて確保するという。この提案をさせていただいております。これはあくまでも令和2年度の中学生の統合に伴う副産物と言いますか、それによって小学生も利便性を高めることができるということで、小学生にとって、現在の学校に通学するための通学手段です。新たな統合に伴って発生する通学に関する諸問題については、統合準備会においてこれからじっくり協議をさせていただきたいと思っております。先ほど学校教育課長の方から、中学校の統合準備会については計6回実施をしましたという説明をさせていただきました。それがベースになるわけですが、きちんとそれも工程表を作っているものなので、それがベースにはなりませんけれども、教育長に対しては統合準備会での協議をもう少し深めてほしいという要望も出されておりますので、そのような点も考慮しながら、来年度1年間かけて小学校の統合に向けて、数々の問題・課題の解決、あるいはその影響の減少ということに取り組んでまいりたいと思っております。小出しにしているというご指摘でございますけれども、なかなか当初からすべてを想定して、これだけいけるのだということ。これを提案することはできたとしても、それでも全然にっちもさっちもいかないと言いますか、そこでがんじがら

めで行くよりは、我々といたしましても、当初に全てを想定して全てを提案するという事はなかなか困難でございますので、こういった形での提案になってしまったということをご理解をいただきたいと思っておりますけれども、先ほども西田議員から早め早めの対応が必要だというご指摘もございましたので、そういった点も考えて、できることはやっていきたいと思いますということで今回提案をさせていただきました。ご理解いただきたいと思っております。

議長
7番議員

(亀澤 進 君) 7番、吉筋恵治君。

(吉筋恵治 君) ありがとうございます。一昨年になりますが、9月に、私2階で町長に、答えを先に町長が出してしまったのでは、これから問題を洗い出すのにそれはいかななものでしょうかということをお願いすることがございます。それはそれとして先ほど教育長が、ようやく学校や地域がまとまってきてここに至ったのだという話がありましたけれども、やはり教育長はこの森町の教育執行機関の最高責任者でありますから、それはその都度状況が変わってきたのでここに至ったのではなくて、もっとリーダーシップを発揮してしっかりとまとめていかないと保護者の皆さんが大変心配をして、今日もいらっしゃっていますけれども、そういうことが自分の子どもでありますから大変心配していると思っております。ですから教育長自身が責任者としてしっかりとそういうことをやって、まとめていただかないと、ということをお願い申し上げます。今後小学校の統合に向けて、ぜひそこに心を集中していただきたいなと思っております。お答えいただければありがたいし、なければそれでよし。

議長
教育長

(亀澤 進 君) 教育長、比奈地敏彦君。

(比奈地敏彦 君) 厳しいご指摘ありがとうございます。考え方というか統合についての想いについての話と同時に、この今進んでいる方向性については、森町としては何ら揺らぐものはございませんので、そこだけはきちっとご理解をしていただけたらと思っております。

私のリーダーシップ等についてという部分については、もちろん

教育行政を預かる自分の職責がございまして、自分なりに果たさせていたっていますが、やはり私も教育委員会のメンバーでございまして、やっぱり教育委員会の中での話し合い、または教育部局での事務局方との調整、または町政の中での協議、調整、そういう部分もきちっと自分の中で順を追ってやりながら判断をしていけたらと思うところがございます。ですので保護者の皆さまの思い、地域の皆さまの思い、それは重々理解をしておりますけども、また悩んでいるというところの正直な姿でございまして、でも先ほど言いましたように私はこの問題については、行政または地域の協力または保護者の協力とか、一方的に誰かがやらなければおかしいという発想ではなくて、やっぱり子どもが学校へ行くという部分については、保護者の責任ですか、義務もございまして、そういう部分を踏まえて、やっぱり親ができること、家庭ができること、行政ができること、いろいろ地域が協力できること、そういう部分が少しずつやっぱり形となって現れて、統廃合の今回の動きが町の新しい教育の在り方の方向性につながればいいと思っているところがございますので、教育行政のトップとしてのイニシアチブについては重々理解をさせていただきますけども私のポリシー的な進め方については、今までどおり皆さんとの協議調整を図りながら方向性を出していくという部分については変わらないと思いますので、その点についてはご理解をお願いしたいと思います。

議長 (亀澤 進 君) 他に質疑はありませんか。

10番、西田彰君。

10番議員 (西田 彰 君) 答弁は要りません。とにかく森町の子どもたちの目線に立って行政がいろいろ問題にあたってください。このことを一言申し上げます。

議長 (亀澤 進 君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (亀澤 進 君) 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

議 長 (発言する者なし)
(亀澤 進 君) 「討論なし」と認めます。
これから議案第41号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

議 長 (起立全員)
(亀澤 進 君) 起立全員です。
したがって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。
以上で、本日の日程は全部終了しました。
会議を閉じます。
令和2年3月森町議会定例会を閉会します。

(午後5時09分 閉会)

以上のとおり会議次第を記録し、ここに署名します。

令和2年3月24日

森町議会議長

会議録署名議員

同 上